

平成27年第3回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成27年9月24日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-------------|
| No. 4 | 7番 | 藤田節夫君 | (P 49～P 67) |
| No. 5 | 11番 | 上田秀人君 | (P 68～P 91) |
| No. 6 | 8番 | 金田裕二君 | (P 92～P 99) |

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	金田昭二君
参事兼 住民生活課長	相川 博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福 祉 課 長	中山隆男君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	伊藤秀雄君	農 政 課 長	東宮清章君
建 設 課 長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
参事兼 上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局 長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） 皆さん、改めておはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、議会運営確認事項により、答弁も含め約90分以内を原則といたします。

それでは、通告第4、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇7番 藤田節夫君

1. 子育て支援事業について
2. 一般行政について

○7番（藤田節夫君） 皆さん、改めましておはようございます。7番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、子育て支援事業についてお伺いいたします。

現在、どこの自治体でも高齢化、少子化対策は喫緊の課題となっております。特に、少子化対策の一環である子育て支援は、過疎化や高齢化などにより、地域社会や家族形態が大きく変化している中で、子育てする環境が大変厳しくなっています。子どもたちは次世代を担う社会の希望であり、未来をつくる力であることから、各自治体では、少子化対策に取り組むことは最重要課題となってきました。

先日行われた村議会選挙で村内を歩き、多くの村民から意見や要望を聞くことができました。子どもを持つお母さんたちから、子育て支援について意見をいただきました。今回の質問は、お母さんからいただいた要求をまとめたものであり、わかりやすく答弁をお願いしたいと思います。

子育て支援の1つ目として、保育料と幼稚園授業料の無料化についてお伺いいたします。

現在、村では1人目は全額、2人目は半額、3人目は無料となっています。中島村では、保育所に入所させている保護者の負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的に、今年度から全て無料になりました。泉崎村でも村長が平成29年度から無料にすることを表明しております。保育料の無料化政策は、村に大きな影響を与えることは間違いありません。少子化対策、子育て支援政策には欠かせない政策です。村としても、子育て支援として保育料の無料化を実施する考えがあるのかどうか、まず、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 7番藤田議員の一般質問にお答えをいたします。

保育所、幼稚園の無料化について、やる気はどうかというお話でございます。

今、市町村の運営上、子どもたちの子育てと申しますか、少子化に対応する問題が

クローズアップされておりますが、当然これは市町村ばかりではできません。国家として取り組むものでございます。当然、議員おただしのおり、時代はといいますか、いろいろ変遷しております。我々が小さいときは、子どもがいっぱいいた、今やというふうになりますと、朝、見守り隊が見守ってくれている子どもたちが本当にわかりやすく減っている。どういうことかということになってきます。そして、増田レポートがあってということになりますので、いよいよもって、やっぱり国家として本腰を入れなければならぬ。安倍総理、けさのニュースでも出ておりました。いよいよ本腰を入れてということを表示されております。私たちがやはりこれに呼応し、これまでできなかったことに、いよいよ踏み入れる時期に当然なっているという認識は持っているわけでございます。この周辺町村でもそういった動きに呼応してということが出ておりますので、今の国家として、あるいは地方自治体の施策、あるいは財源構成等を考えて、やはり北欧といったところも頭に置いたということもあるんでしょうが、やはり国家の姿として、あるいは基礎的自治体の財源構成として、そういった方向にいくと同時に、今のような策も打っていかねばならないだろうと、そういう時期に来ているだろうというふうに思っています。

ただ、これは一概にばたっといけるのかということも含めまして、今ずっといろいろ検討を重ねている途中でございますので、もう少し検討を続けていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の再質問を許します。

○7番（藤田節夫君） 国家として安倍首相が言われたことは、私もけさのニュースを聞いていましたけれども、なかなか国家のやることは、どこまで信用していいのかわからないということで、とりあえずやっぱり自分たちの村を守るためには、こういった子育て支援、率先して自治体として取り組んでいかなければならないのかなと思っています。

一概にはやれないということで、もう少し検討したいという回答ですけれども、現在、村では先ほども言いましたけれども、保育園の保育料ですか、2人目が半額、3人目が無料ということですが、3人の子どもが同じ時期に保育園に通っている場合は、3人目以降の保育料が無料になっておりますが、これはあくまで3人が保育園にいたことが条件で、上の子どもが小学校に上がってしまえば、子どもが3人目であっても無料の対象から外れてしまうと、幼稚園も小学校3年までの子どもの数で3人目以降の保育料、無料となるよう補助金が出ていることになっております。これでは保育園も幼稚園も約6年間の間に3人の子どもがいないと、3人目は無料にならないということです。3人目無料ですと言っておりますけれども、子どもの年の差が離れていけば、恩義を受けることができません。これでは子育て支援にはつながらないのではないのでしょうか。せめて年齢の上限枠を外し、とりあえず子どもの数だけで対応するべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 前からこの話、いろいろ議員さんから出ております。

いろいろ少子高齢化の第一番の問題は、合計特殊出生率です。当面1.8というふうになってますが、今のお話のとおり、第3子をどうするといった問題が具体的にになっているのはご存じのとおりで、私たちも知っております。そういったことで、今の保育料の制度が今に合致するののかということもありますので、当然この問題もお話のとおり、検討課題にしているところがございますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 一概に一気には無料化はできないということの答弁でありましたので、できれば、今私が提案したような3人目の子どもは、幼稚園も保育園もせめて無料にすると、そういった方向で、まず、突っかかりというか、そういった意味では取り組んでいけば、そんなには財政的にも逼迫しないで、子育て支援につながるのではないかなと思うんですけども、その辺もう一度いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろ子どもに関する部局あります。各課長との話、ずっとして、やはり今の第3子の問題というのは本当に大きな問題で、これは日本国中の問題で、どこの課にいても教育問題あるいは子育ての問題になってきますと、やっぱり第3子以降の手厚さといったもの当然、最初にくるのではないかというご指摘があって、もちろん議員もお話しされておりますように、皆さん、議員さん全ての人がそう思っているだろうというふうに思っておりますので、そのところも含めた、先ほどの無料化の大きな話がありましたが、当然、今のことも中に入っておりますので、検討課題にしているということでご承知いただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） そういったことも含めて検討したいということなので、ぜひ実現できるように期待して、次の質問に移りたいと思えます。

次に、保育園入園の待機児童について伺います。

現在の待機児童の実態について伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 待機児童についてのおただしでございます。

待機児童は21名、うち有職者8名、求職者13名でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） すみません、今早かったので、もう一度ゆっくり、それと続けて、年齢で何歳が何人、1歳が2名とか、そういった感じでわかればお答え願います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それではお答えします。

待機児童なんですけど、今現在、集計で、有職者の場合で、ゼロ歳児で2名、1歳児で1名、2歳児で3名、3歳児で2名の計8人でございます。

すみません、求職者については、今ちょっと数字持っておりませんので、これについては、ちょっと時間をいただきたいと思うんですけども。

○議長（白岩征治君） 今、福祉課長より時間をいただきたいということでございますので。

○福祉課長（中山隆男君） 今の数字は求職者、失礼しました。有職者です。求職者の13名については、その年齢別の数字、今現在持っていないものですから。（不規則発言あり）よろしいですか。有職者は今、回答した人数でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それで、過去5年の待機児童の実態をお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

過去5年間ですが、すみません、現在、数字は持っておりません。ちょっと私の頭の中なんです、去年おとしくくらいまでは、4月1日時点では待機児童はおりませんでした。大体7月あたり、夏ごろですか、ころまで、上半期ぐらいまでは大体、保育園のほうに入園等はできて、待機児童はいなかったんですが、どうしても下半期になりますと定員いっぱい、保育園には入れないということがございましたが、ここ一、二年につきましては、4月の当初から待機児童が数名というふうな形が出ております。

以上です。（不規則発言あり）昨年度は、すみません、正確な数字じゃないんですが、二、三人ぐらいいいた、非常に曖昧なんです、申しわけないんですが、二、三人ぐらいいいたような記憶がございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 2年ぐらい前に、上半期はいないけれども、下半期は当然出てきたと、昨年度も二、三人はいたと、あやふやな回答ですけれども、それでは、今後の児童の推移をどのように見ているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） 児童の推移なんです、今現在、1歳刻みの直近の数字でいきますと、大体190名ぐらいが1歳刻みで出生または転入とかで村に住民票を持っているような数字でございます。かつては二百何十名とかいたんですが、西郷村にとて少子化は確実に影響はきてるということなんです、二、三日前の新聞でも、西郷村高齢化率、一番若い村ということとか、あと、人口の推移等を見れば、現在の1歳刻み190人程度がしばらく続くんじゃないかというふうな捉え方をしております。あと、一番考慮しているのが屏風谷の大規模な分譲地の造成とか、そういうことで若干増える要因があるのではないかというふうな考えを持っています。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） なぜ推移を聞くというと、ことしが特に待機児童8名ということで、飛び抜けてことしだけそれだけ子どもの数が多いのか、児童の数が多いのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

現在、ゼロ歳から小学校に入るまでの就学前の児童が約1,200人ほどおります。今現在の村3か所の保育園、あとは1か所の小規模保育園等を合わせますと、485人が保育園に入っております、パーセントでいくと40数%になるんですけども、子ども数は横ばいでも働くお母さんがもう一般化しておりますので、そのパーセンテージが40数%から50%とか55%とか、そういう増える場合に、待機児童というふうな形で、保育園の入園がなかなか現在できないというふうな状況になっているんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 働くお母さんたちが増えてきているということは、今後も予想されることであると思います。さらには、そこの一条工務店が開発している屏風谷の住宅にどの程度移住してくるとかということも考えると、保育園に預ける子どもさんは減ることはなく、増える方向でいくと思うんですけども、その辺のところ、今後どう見ているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

現在、みずほ、まきば、川谷につきましては、定員以上というふうな入園率でございます。あと、もう1か所、ことしの4月から新たな制度でスタートしました、すこやか保育園さんについては、現在68%ということでございます。あと、現在同じく小規模保育園で、まだちょっと認可とかしていないものですから、はっきりしたことをちょっと言えないんですけども、そういうふうな施設を今つくっているところもございますので、小規模保育園ですと、ゼロ、2歳というふうな年齢の組み入れがあるんですが、そこら辺をそういう年齢だったら小規模保育園とか、あとは幼稚園とか組み合わせて、待機児童の解消を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今年度から子ども・子育て支援制度が新たに始まりました。今年度の新政策の一番目的は、待機児童を解消するための制度改正であったと思うんですけども、制度を改正しただけで待機児童がいる、予想されるにもかかわらず、やっぱり村としては、何か対応が必要だったのではないかと思うんですけども、今説明された中では、今後これで全て待機児童が網羅できる、先ほど申しましたけれども、そういったことで網羅できると思っていらっしゃるのかどうかをお伺いします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

今現在、3保育園で大体115%ぐらいの入所率なものですから、そのオーバーした人数とかも吸収できるような形で、保育園の増改築とかを含めて検討していきたい

とっております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 先ほどの策と保育園の増改築を考えているということですが、ぜひ、現在も8名の待機児童がいて、さらに西郷村は先ほども述べたように増えていく可能性がある、ましてや生活状況が厳しい中で共働きが増えると、そういった中では、この子育て支援として何としてもやっぱり待機児童がないように、これは国の政策で今年度の4月からもう出発しているわけですから、ただ子育て支援会議を開催して集まって話をしただけではなくて、やっぱり問題点をしっかりその中で話し合っていてもらいたいと思うんですけれども、もう一度最後にお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

我々の部署の中でも待機児童、一番の重要な課題ということで位置づけて、いろいろ、今先ほど申しました小規模保育園の取り扱いとか、あと、小規模保育園で100割っている状況もありますので、そういうところもどうですかというふうな説明とかもするんですけれども、親御さんの中では、絶対A保育園じゃなければだめなんだとか、B保育園じゃなければだめなんだとか、そういうふうな親御さんもおりますので、そういうふうな保育園とのミスマッチもあるものですから、どうしても親御さんにそれを無理押しすることはできませんので、そこら辺をうまくバランスをとりながらやることと、あと、現在のみずほ保育園、まきば保育園で少し中身の改造等も考えて、少しでも入れるような形で待機児童を減らしたいというふうに考えております。あと、議員おっしゃるように、根本的に足りないということで、それは大きく増築になるんだか、別なところに新築になるんだか、ちょっとそれはわかりませんが、それは村長と協議しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 1つ申し述べるとするならば、子育て支援会議ですか、西郷村にもできてますよね。そういった中でもやっぱりみんな話合っていて、この待機児童について、いかに解消していくべきかということも話し合っていたきたいと思います。

それでは、次に移ります。

育児休業における在園児の保育の継続についてお伺いいたします。

皆さんもご存じのように、所沢市で問題になりましたが、保育園に子どもを預けて働いている母親が新たに子どもを出産し、育児休業を取得した場合、保育園に預けている上の子どもを退園させなければなりません。母親は出産後、半年なりの年休をとった後、また仕事に戻ります。仕事に戻るとき、2人の子どもの保育園を探さなければ仕事に復帰することができません。これでは安心をして子どもを産むことはできません。育休退園は産み理解が進み、少子化対策に逆行してしまいます。育児休業中で

も、子どもが保育園に継続に通えるようにするべきではないでしょうか。西郷村の対策をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 所沢の例が新聞、テレビに報道されました。両者の言い分も掲載されておりました。市役所のほうは、ルールであるというふうに言っております。もちろんこれまでの経緯からして、そういったルールがあってこれまできたという経過があってとのことです。それから、一方、母親のほうからは、やはり先生に会いたいといったことも子どもの人権ではないかというふうに言われた報道がありました。両者、言い分は相半ばするところがあります。

我が西郷村は、よく事情を聞いて、そして、できる限り園で預かるという方法でやっているところがございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 西郷村では、よく事情を聞いて対応するということの答弁でございますけれども、以前、私も西郷村でもこういったことは一応、国のルールというか、そういうことで一度相談を受けたことがありますけれども、どうしても2人目を出産するときに上の子どもがいると、1回退園させられてしまうと、そして、子どもを産み、下の子を産み、また会社に戻るといときに、また上の子と下の子を、両方保育園を探さなくちゃいけない、そして、先ほど申したように、待機児童がいる状態で保育園が見つからないという状況がありますので、出産は大変な女性の仕事というか、大変な事業なので、できればやっぱり上の子どもをそのまま退園することなく、入所したままで対応していただきたいなと思います。お話では、よく事情を聞いて母親の意見に従ってやっていくという答えなんで、ぜひそのように対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

4つ目に、インフルエンザ予防接種費用を中学3年生に対して助成すべきではないかということですが、この件につきましては、6月の定例議会で子育て支援として、18歳まで予防接種の助成を求めてきました。村長は検討するという回答でしたが、今、全国の自治体で予防接種の助成を行っている自治体が毎年増え続けております。特に1歳から中学3年生までを対象に全額助成をしているところが増えてきています。どこでも子育て支援政策の一環として取り組んでいます。インフルエンザは普通の風邪より急激に発病し症状が重く、感染力があり、多くの人に短時間で感染が広がり、インフルエンザによる集団感染で学級閉鎖が毎年報告されております。インフルエンザの予防は、予防接種をすることでインフルエンザにかかりにくくなり、重い重症を防ぐこととなります。とりわけ高校受験を控えている中学生の親は、インフルエンザにかかり受験に支障が来さないように、家族も含め予防接種を受けています。また、親も学校も神経をとがらせて苦労していると聞いております。全ての受験生が家庭の経済状況に影響されることなく、安心して受験に臨めるように、全額助成すべきだと思いますが、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 受験生のインフルエンザ予防接種に対する費用の助成については、前回もずっとここでお話をさせていただきました。答えも同じでございます。

1つは、やはりインフルエンザの定期から外した理由、今回でいろいろ新聞紙上にぎわしておりますのは、やはり子宮頸がんワクチンの問題であります。結局この接種の有効性、100%効くということであれば何の問題もありません。ただ、副作用が出て、その問題についてどうするんだといったときに、やっぱり国として少し下がったわけです。有効性が前に来て、その分が不安な材料が減ったり、あるいはなくなれば、もちろんこれは喜んでやるということでございますので、やはりワクチンは今、鳥インフルエンザの型の問題とか、いろんな問題があります。抗原抗体反応でありますので、その分野の有効率はわかりますが、なかなかパーフェクトに説明というか、できないところがあります。

ただ、では、学生というふうに絞ってはどうかというお話でございます。受験生が100%本当に悪性がないということになればいいわけですが、当然、出現率は同じでありますので、やはりその辺がもう少し考えなければならないことではないかというふうに思っております。なお検討させていただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 答えは今回も変わらないということですがけれども、全国的に本当にインターネットなんかを調べると、ほとんどというか、相当な数でインフルエンザの予防接種を行っている、副作用が怖いと、いつも村長は言いますがけれども、あくまでも任意接種であり、季節的インフルエンザであるならば、もう原課でも言ってるし、厚生労働省も、これを予防接種することにより重症化を防ぐと、大変予防になるということで推進しているわけですから、それを本当は国がやれば一番いいのですけれども、なかなか国は腰を上げないという状況なんで、各自治体というのは待たないということで、子育て支援の一環としてどこでもやっていると私は思うんです。そういう子育て支援の、やっぱりどう村長が向けて政策をやるかというところが一番の問題なのかなと私は思うんですけれども、もし中学3年の子どもたちがこの予防接種を、もし村長がオーケーというのを出してならば幾らぐらいの費用がかかるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 7番藤田議員のご質問にお答えいたします。

現在、中学3年生、平成27年4月3日現在203名在籍しておりますので、その場合を計算いたしますと、単価が4,200円、それで接種が2回、全員が接種いたしましたとしますと170万5,200円になります。また、高齢者と同じように、このうち1,200円を自己負担といたしまして、3,000円を村が負担しますとなりますと121万8,000円となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、課長のほうから報告ありましたが、全額保証で170万5,200円、一部負担で121万8,000円と、これで本当に子どもたちが親が安心して、やっぱり受験を控えている子どもたちに安心を与えるならば、村としては大したお金じゃないのかなと私は思うんです。

村長がどうしてもそういう気持ちがないというのであれば、しょうがないですけども、各方面の自治体でやっていますけれども、矢吹町では、子育て支援の充実並びに教育力の向上、強いては子育て環境日本一を目指した取り組みの一環として、進学や就職を控えている中学3年生及び高校3年生相当の方を対象に、インフルエンザ予防接種の費用を助成することにより、予防接種を促進し、万全な体調を維持し試験に臨んでもらいたいということを実践をしています。そして、子どもたちは、中学卒業後の進路が人生の最初の岐路となり大事な時期を迎えます。インフルエンザにかかり、人生が14歳の春をつまずかせないためにも、村として応援をしてやるべきではないでしょうか。県内の自治体でも、泉崎をはじめ多くのところで助成をしています。村からの卒業祝いとして、また、子育て支援の一環としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。村長が検討するという事なので、ぜひこういったことも含めて鑑みて、検討していただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

5つ目として、子ども商品券についてお伺いいたします。

地方創生の一環として国の交付金を利用して、全国各地でプレミアム商品券が発行されました。村でも20%のプレミアムのついた商品券が発行されましたが、白河市では、プレミアム商品券ほかに、子育て世代を応援するために子ども商品券が発行されました。これは、しらかわ子育て応援商品券という名目で、ゼロ歳から中学3年生までの全ての児童に1人5,000円の商品券が無料で配布されました。

村の多くのお母さんから、西郷村はどうなっているのか聞われました。内容がわかればお聞かせください。また、村ではなぜ取り組まなかったのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） それでは、7番藤田議員の質問にお答えいたします。

質問第1の5点目、子ども商品券についてでございますが、白河市の子ども商品券につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、中学3年生までの子どもがいる家庭に商品券を配布したものでございます。この交付金の交付額につきましては、自治体の財政力指数など、もろもろの状況により算出されておりまして、西郷村の交付額は1,773万7,000円でございます。この限られた財源の中、村では、5,000円の額面で6,000円分のお買い物ができるプレミアム商品券を1世帯2セットの計算で1万5,600セットを作成しまして、期限を設けて各家庭に優先的に販売したところでございます。

子ども商品券は、子育て世帯への経済的支援ということで実施されたものと思いますが、本村におきましては、交付金の目的である地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援を推進するというため、各家庭に商品券が行き渡るよう、こ

のような方法で交付金を活用させていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 西郷村ではプレミアム商品券、これは白河市でも当然やっていることであって、なぜ西郷でできなかったのかと、これは交付金はその自治体によって違うということで、西郷村は交付金が少なかったということで、子どもたちに商品券をやる予算がなかったということで理解してよろしいんですか。（不規則発言あり）わかりました。

この使い道は、本当に自治体の計画で、子育て支援と地域雇用ということで、地方創生の一環でやったことだと思うんですけども、この地方創生、ことしから始まりました。地方創生を使って、全国の自治体でさまざまな計画がされていることは皆さんご存じのとおりですけども、これを使って子育て支援に全て回しちゃおうと、中には、学校給食の無料化に全て交付金を充てているという自治体もあります。私、一時的なこういった交付金のばらまき、そういったことは推進するものではないですけども、できればやっぱり子育て支援としてもっと持続可能な、本当に西郷村で産み育ててよかったというような持続可能な政策を地方創生で、質問のあれはちょっと違っちゃいますけれども、そういった意味ではそういった方向に、ぜひ、この地方創生、今後5年間計画なんで、いろいろ村でも計画はしていると思いますけれども、質問内容違ってきちゃいますんで、その計画内容を聞くことはしませんけれども、ぜひ、先ほどから申してますけれども、国も含めて子育て支援に活気にやって喫緊の課題として取り組んでいるということなんで、ぜひ村としても、そういった方向で地方創生の計画を立てていただきたいと思います。

それでは、6つ目として、学校トイレの洋式化についてお伺いいたします。

学校トイレは和式が多く、子どもたちから敬遠され、排便を家に帰るまで我慢をして体調を崩す子もいると聞いております。全国の学校で改築工事が盛んに進めております。本村においても、平成26年度に小田倉小学校のトイレが改修されましたが、ほかの小中学校のトイレの今後の改修計画をお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 藤田議員のご質問第6点目、学校トイレの洋式化についてお答え申し上げます。

まず最初に、実態をお話ししてからというふうに思います。

各小中学校トイレ洋式化の実態でございますが、お話ありましたように、小田倉小学校につきましては、平成26年度に全てのトイレの洋式化、ドライ化を実施したところでございます。その他の小中学校につきましては、各学校によって違いはございますが、少なくとも洋式トイレを男女ともに持っているという状況にはございます。

トイレの大規模改修事業につきましては、補助の関係がございまして、この活用を図っているところでございます。築20年以上の建物が、学校の建物が文科省の補助対象となっております。国の補助率3分の1という補助で事業を実施しているとこ

ろでございます。小田倉小学校では、西郷第二中学校を除く全ての小中学校が補助対象となっております、そのことを考え、今後の計画といたしまして、西郷第一中学校、羽太小学校と、建物の古い順にトイレの改修事業を実施してまいり、そういう予定をしているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 小田倉小学校が平成26年度、もう話によると順次計画的にやっていくということです。さらには、築20年以上の学校を中心に計画を立てているということですが、具体的に平成26年度、小田倉小、今年度はという話にはならないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

今ほどお答え申し上げましたように、トイレの改修について計画をしているところでございますが、まず小田倉小学校、長年にわたりまして悪臭等、いわゆる3Kと言われる環境面を考慮いたしまして実施したところでございます。

それで、今年度、先ほど申し上げましたように、続いてという計画を持っておりますが、実は文科省で、この西郷一中のトイレ改修事業につきましては、県を通して不採択という、そういうことがあったものですから、今年度はそのことが実現できないということにございますが、なお、引き続き、このことに対応して計画を持ち要望もしてまいりたい、実施をしたいというふうに思っているところでございます。

なぜそのように引き続きにならなかったのかということにつきましてですが、文科省におきまして、いわゆる全国、今、耐震化事業を最優先に行っておりまして、そのことを含めた防災機能の強化、中でも、つり天井の対応を優先して行っているところでありまして、村といたしましても、そのつり天井と防災のことにつきましては緊急性、命にかかわる事業ということもありまして、優先してそのことに取り組もうとしている、そういうことでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 文科省のほうに上げたけれども不採択となったということですが、じゃ今後の計画は、はっきりしていないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 今ほど申し上げましたように、つり天井事業を優先して行うということを考えておりますので、平成27年度につきましては、小田倉小学校の食堂、西郷第一中学校の体育館、さらにはこの後、米小学校の講堂、そして、熊倉小学校の多目的スペース並びに講堂、そして、西郷第二中学校の講堂、年次を追って行っていきたいというふうに思っております。

あわせて、スタートいたしましたトイレの改修につきましても並行して何とかできないか、補助の獲得、そういうことに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 耐震化政策、つり天井を優先するということが計画が進んでいる

と、あわせて、並行してトイレのほうも要求していくということですが、トイレの洋式化については、皆さんもご存じのように、小さいときからもう洋式、家庭に行けば全て洋式、どこへ行っても洋式トイレということになっていて、なかなかお子さんが、小さいお子さんが和式でやるということは大変厳しいことを聞いております。先ほども申し上げましたけれども、我慢をしてお家でやる、そして体調を崩すということも聞いております。和式、洋式、両方どこの学校も取り備えているということですが、お母さん方で言うと、昼休みは一緒だということで、なかなかみんなが対応間に合わないというようなことをおっしゃっていましたので、ぜひやっていただきたいなと思います。

さらに、小田倉小学校の後は西一中、校舎が古い順からという計画でしょうけれども、それはあくまでも村の計画であって、できれば私は、小田倉小学校ができたというのであれば、次は熊倉小学校と、小学校のほうが大変これ重要なことなんで、中学校に行けば、おいおい、もうそれなりに大人なのでわかると思うんで、ぜひ私の要望ですが、熊倉小学校というか、小学校を先にやっていただきたいなと思っております。

また、学校はさまざまな人が利用する公共施設でもあるんで、そして、災害時には被害者の避難場所にもなりますので、なるべく早くこういったことを改修工事を県、国のほうに要望して、早くできるようにお願いをしたいと思います。

もう少し、私言ったことに対して、村長の答えを最後に聞いておきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

お話ありましたように、トイレの改修につきましては非常に重要なことであり、改修いたしました小田倉小学校の保護者からも、非常に洋式化されてよかったと、子どもにそういう話を聞いている、快適に過ごさせている、そういうお話を届けていただいておりますので、今後ともそのトイレ改修、大事な事業ということで進めてまいりたい、可能な範囲で進めていただけるよう、要望もぜひしていきたいというふうに思っているところでございますので、ご理解を賜ればというふうに思っております。

また、トイレの改修、小学校を先にやってはどうかというご意見をいただきました。その悪臭と先ほど申し上げました環境面の考慮で、古い順にという計画を一応持っておりますが、なお、学校とこの話をよく聞き、相談もしながら進めてまいりたいと思っておりますが、計画をそのように立てていたところではございました。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

子育て支援7つ目として、学校給食費の無料化についてお伺いいたします。

この学校給食費の無料化については、私はこの場で何度も質問をしてまいりました。なぜ必要かということで、私なりにまとめましたので、まず第1には、子育てに関する保護者の負担のうち、学校給食費がかなりの比重となっており、特に多子世帯の負担が重く、軽減措置を強く求められております。第2に、学校給食は教育の一環であ

り、義務教育は無償の原則から言えば当然無償にするべきだと思っております。第3に、格差と貧困が広がる中で、全ての子どもたちに親の経済状況に左右されず、食育を通じて穏やかな成長を村として保証すべきではないでしょうか。村の給食費は、第2回定例会でお伺いいたしました、幼稚園では年間約2万6,000円、小学校では約5万円、中学校では約5万5,000円となっております。子どもが小学校、中学校で3人いると年間給食費だけで約15万円以上の出費になります。またそのほかに教材費で小学校は約1万2,000円、中学校で約2万円、その他実力テスト、修学旅行、学習旅行、PTA会費、生徒会費、部活等々多くの保護者負担があり、義務教育とは言えないのが今の実態です。

前回は申しましたけれども、朝食をとらないで学校に来る生徒が年々増えていると聞いております。また、中学生になると育ち盛りで部活も盛んになり、食事の量が少ないなどの意見も聞かれます。そして、中学生になると経済的にも受験を控えて負担も増し、朝食も抜きがちで健康状態が心配されます。前回もいろいろ質問させていただきましたが、学校給食は、児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、健全な心身の育成を図るなど、食育を推進する上で重要な役割を担っているのではないのでしょうか。少子化対策、子育て支援として、せめて第2子半額、第3子無料にするくらいの助成をすべきだと思いますが、お伺いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより11時20分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 一般質問を続行する前に皆さんにご報告いたします。14番大石雪雄君は所用により一時中座としております。

それでは、一般質問を続行いたします。

7番藤田節夫君の一般質問に対する答弁を求めます。教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 藤田節夫議員の質問第7点目、学校給食費の無料化並びに軽減についてお答え申し上げます。

学校給食費の無料化につきましては、第2回定例会、お話ありましたように、お答えしたところでございます。学校給食法第11条で、給食の実施に必要な施設設備費運営に要する経費は設置者が負担とし、また、食材費については保護者が負担すると定められているところから、本村においては、この法に基づき実施してきているところでございます。

議員もご承知いただいていると思いますが、学校教育課における子ども支援施策について、例えば要保護並びに準要保護の就学援助により学用品、通学用品、新入学用品、修学旅行、校外活動費、そして給食費、また、遠距離通学の援助費等についての補助をしているところでございます。そのほかにも、村としてのこの施策がいろいろ

なされております。

そういう中での議員のご質問の給食費の無料化並びに軽減ということでございますが、これらのことにつきましては、村予算全体の中でのバランス等により、今後検討していくということになるということでお答えをしまいたところでございます。

教育委員会といたしまして、軽減のお話もございましたので申し上げますが、村としての戦略の方向性を検討するための資料を求められておりましたので、学校教育課といたしましては、学校給食費の軽減事業として、第3子以降の給食費の無料化につきましては、この資料の提出を申し上げたところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 答弁を聞いておりますと、前回、前々回と変わらない答弁ということで、学校教育法の11条ですか、そういったことも、るるわかって私は質問しているつもりなんですけれども、結局、今多くの自治体で学校給食を無料化にこれを実施しているところがあります。じゃ、今実施している自治体が給食費無料化にして何か罰則があるのかというと、これはどこもないわけですね。そういった意味では、別にやってはいけない、自治体で無料化にしてはいけないという法律ではないわけです。私、何度も申しておりますけれども、そういったことをやっぱりわかりやすく、いかにもその11条があるんで無料化はできないというような言い方なので、それは何か違う言い方、全国的に見た学校給食無料化を見て答弁いただきたいなと私は思います。

さらに、今ちょっとわからなかったんですけれども、第3子以降無料化の方向性とその資料を出しているというようなご答弁だったんですが、そのところもう一度詳しくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

11条の件につきまして、まず申し上げますが、これは学校給食法でそのように給食のことを取り扱っているという、基本的なことを申し上げたことでありまして、そのことを、あと、それぞれの各自治体がというお話は、そういうことかというふうに思っております。

第3子のお話ですが、これまでもそういうお話をいただきまして、無料化にできないかのお話があったというふうに思っています。そういう中で、学校給食の食材費に当たる部分、西郷村の規模で申し上げますと約1億円の年間の食材費ということになります。多額なお金でありますので、そのことと、それから、給食費の無料化並びに軽減化ということのお話等を相見まして、何かできることないのかと、そういう点で考えたときに、今後の総合的な施策の村としての方向性ということを検討する際の資料として、学校教育課からは、その給食費のことを軽減策の一つとして、第3子ということでどうでしょうかということでの資料の提出をさせていただきましたという意味でございますので、ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、そういうご理解をいただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 給食費全体を見て、第3子は無料にできないかということで資料を提出したと、村として、それを議題に上げて検討するという理解でよろしいでしょうか。わかりました。ぜひそういった方向で、せめて少子化の政策として、第3子以降にはやっぱりせめて無料、本当は第2子も半額ということで臨んでいただければ幸いかなと思うんですけども。

これも先ほどちょっと申しましたけれども、13日付の民友新聞に、地方創生の推進に向け、人口減少対策の5か年計画の策定に際し、県内の首長にアンケート調査をした結果が掲載されておりました。県内59市町村のうち69%の首長から、子育て環境の充実を最も重視していることがわかりました。地方創生関連の新型交付金についても、政府のかけ声ばかりで、実質的にはどこまで本気にやるのか不透明で、交付金についても具体的な制度や金額が示されないため、自治体としてなかなか実施計画が立てられないというのが現実かなと私も理解をしております。この地方創生も当時2,000億円の国家予算を投資するという話でしたけれども、実際はもうその半分1,000億円程度というところで、地方の首長としては、本当に政府としてやる気があるのかというような声も聞かれているところでございますけれども、その中でも、やっぱり地方自治の首長は、68%の方が子育て支援に本当に重点を置いていることがこのアンケート結果でわかりました。村長も当然このアンケートに回答していると思うんですけども、そこまで新聞には出ておりませんでした。西郷村長がこういった意見を述べているというようなことだったんですけども、できれば村長、こういったところで、子育て支援をどう思ってこのアンケートに臨んだのかお答え願います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今でお話のとおり、事の本質は、やはりけさ安倍総理が言ったと同じです。結局、今の日本どうなっていくのかという大きなトレンドがありますので、それをどう止めていくのか、あるいはいい方向に持っていくのかといったときに、今の子育てとといったことについてどう考えるべきなのかと、急激なる合計特殊出生率の低下は、いかなることに根源があるのかといったところをずっと分析していきますと、議員おっしゃるとおりです。やはり第3子以降についての将来の教育費が家計に持てるのか持てないのかということに突き当たるらしいということがわかってきたわけがあります。結局のところ、現在では、それを教育費を賄えるだけの所得があるのかと、これすらもということになりますと、多分、共働きは進むであろうと、これは北欧にその例を見るがごとく、やはり国家の活力は労働力の確保になりますので、人材の育成と同時に、現役の働き盛りの人をどう対応するかです。そうしますと、やはり保育環境とか、あるいは教育とか、お金をかかるところをみずからのサラリーで稼ぐのかと、それができない場合は国家としてどう見ていくか、この2つになるわけでありませぬ。その中間にあって、地方自治体はどう考えるといった場合は、今の国家戦略としての中の子少高齢化対策、多分、今2,000億円とかの話出ましたが、平成28年度以降については、もうちょっとはつきり出てくるだろうと私は思っております。そ

うしなければ、言われたとおり手を打てないという状況にあります。今の地方財政制度から言いますと、やはり地方交付税、交付金、交付税制度がやっぱり16兆円で推移するといった場合は、新しい手が打てないわけでありまして、そうしますと、それにかわる新型交付金、それも使い勝手のよいところ、こういかにざるを得ない、そうしたときに今のお話になるわけでありまして、でも、けさの話からまた総合しますと、経済はやっぱりこれから力強くというふうに言っておりますが、アベノミクスどういいのか、同時に今後出てくる問題は消費税であります。8%から10%にといいるところがそれが全部、社会保障費に振り向ける、あるいは子育てにどう向けるのかといったところが具体的に出てくるだろうと、私は期待をしております。よって、この部分が整備される、同時に子育ての財源も裏打ちされるといったことがやっぱり大いなる期待でありますので、そういった方向でぜひやってもらいたい、もちろん今の財政運営上、国家としても大変なことはわかりますが、でも、それをやらないと前に行かないというふうに思っておりますので、大いに期待しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） アンケートについてどのような回答をしたのかということを知りたかったんですけども、それは置いて、今、消費税のことちょっと出ましたけれども、8%から10%にしようという政府の考えですけども、じゃ8%にしたときに消費税はどのように言って8%に上げたかと、税と社会保障の一体化と言ったけれども、社会保障は全然よくなる一方、悪くなる一方、だから、今の政府のやっていることはあべこべなんです。またこれ、8%から10%にして同じようなことを言われ、ところが社会保障のほうは全然よくなるというようなことが起きるのではないかなと、私は思っております。本当にこれが10%になったら、もう子育て支援はみんな無料にしますよ、みんな無料にしますよと、そういうところに使っていただければ、私たちだってそんなに反対はしないんですけども、ところが税の使い方が今問題であると、ましてや戦争法案が通った中で、本当にそっちのほうにお金がいっちゃんじゃないかという心配もされますので、こういったことは私は期待をしております。地方創生は平成28年度から交付金が決まるということですけども、まだこれも来年度の話であってはっきりしてないので、本当に苦労するのかなと思っておりますけれども、いずれにしても子育て支援が一番と私は思っております。

それで、これも新聞に載っていましたが、厚生労働省がまとめた2015年版の労働白書の中で、ゼロ歳から15歳の子どもがいる人のうち、子育て不安や悩みがある人は7割から8割いることがわかったと、これは厚生労働省の発表ですけども、不安の原因は、安定した雇用と収入が96.8%で断トツでした。ほかには、仕事と家庭の両立、長時間労働などの働き方の見直し、そして、安心して保育サービスを利用できること、これも9割を超していると、今、村長が働き方言われましたけれども、まさにそういった時代が、今でもそうですけれども、これからはますます、労働派遣法もせんだって成立されまして、さらに厳しい労働条件が課せられることになりました。出生可能な若者たちがこのような状況では、ますます少子化に歯止めがか

かることが期待できないと思います。そういう中で、やっぱり自治体の果たす役割は本当に重要なものとなってきているのではないのでしょうか。村としても、理由をつけて検討しますではなくて、ほかの自治体ですぐれたそういった子育て支援、政策を実施しているので、ぜひ村としても、本当にこの西郷村、子どもを産み育てる、そういった村に適した、それこそ日本一にならなくてもいいですけども、県内で一番目とか上位の子育て支援、西郷は大したもんだというような政策を打っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

質問の2点目としまして、原発事故で村が覆った損害に対する東京電力の賠償状況についてお伺いします。

まず、これまでの村の東電に対する請求額と賠償金額をお示しいただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） それでは、7番藤田議員の一般質問の第2についてお答えいたします。

村がこうむった損害額、それから請求額についてでございますが、平成23年から25年度分までの合計で申し上げます。一般会計分が2億1,467万（不規則発言あり）はい、一般会計分が2億1,467万4,519円でございます。企業会計分が1,631万9,707円となっております。

この請求に対します平成27年8月末時点での賠償支払いの状況でございますが、合計で一般会計分1,296万5,165円、支払い率といたしまして6.0%でございます。それから企業会計分、こちらは1,148万5,425円、支払い率といたしましては70.4%となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 一般会計でわずか0.6%しか東電からお金が入ってない（不規則発言あり）ごめんなさい、6.0%ね。企業会計としては70.4%ということですけども、この中身です、賠償された項目、さらには、東電が支払いに応じなかったものをわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

請求の主な内容でございますが、一般会計のほうでは大きく3点ございます。1つは線量低減化対策や健康管理対策などに関する補助事業で、村負担を求められた経費や村単独で実施した経費、2つ目が税の減収分、それから3つ目、除染に係る人件費となっております。また、企業会計につきましては、公共下水道事業、農業集落排水事業の汚泥処理費用、それから、水道事業の水道検査費用などを請求してございます。

原子力損害賠償紛争審査会、原賠審の中間指針に基づきまして、東京電力との間で賠償支払いの合意を得られたものとしたしましては、一般会計では線量測定器の備品

購入費、それから、農産物検査費用の一部、それから、入湯税の減収分、企業会計のほうでは、公共下水道事業、農業集落排水事業の汚泥運搬処分、それから、検査費用ということでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今お話しされましたけれども、これちょっと言われただけではわからないんで、どういったものを村で東電に請求しているのか、また、支払われたものはこれとこれでこれだけのものだというのを、後で結構なんで、一覧表にして皆さんに配っていただきたいと思うんですけども、議長の名でお願いしたいと思いません。

○議長（白岩征治君） 資料の請求がありましたので、後日配付していただきたいと思えます。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この報告を聞きますと、もう相当、東電は私たちが馬鹿にしているというか、どっちが加害者でどっちが被害者かわからないような損賠の問題ですけども、こういった状況で、これまでどういった東電との交渉をしてきたのか、また、今後の対策はどのように考えているのかお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） これまでどういった取り組みかということで、福島県全体の200団体以上の損害賠償対策協議会、私も副会長で入っております。あれは地方自治体のみならず、経済団体も含めた全部の協議会でございます。先般、ことし春、夏、初夏です、福島に全団体集まって、副大臣が高木さんはじめ、おいでになったところでございます。

現在、一般会計の中で人件費、全然見てくれておりません。私たちはこの除染、最重要課題だということで今、数百億円投入して、国費であります、やっております。こういったものに係る人件費は認められていない、これはとんでもない話だということがありますので、もちろん直接質問をしたり要求をしたりしてまいりました。なかなか今言いましたとおり、支払いの構造、財源等がいろいろ複雑になっております。具体的に損害賠償、東京電力、それ以外では地方財政上の特別交付税とか、いろんなことがあって、両方同時にやろうということでしたが、今のところは、やはり町村会として年末に1年分まとめて請求する、それに対する答弁、答えを求める、そういったことを繰り返しているということが実情でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 県の200団体以上で東電に対して要求しているということで、これは福島県だけじゃなくて、ほかの県、県外の自治体も一緒なのかなと思っておりますけれども、私がちょっと調べた中では、ほかの県ではADR、原子力損害賠償紛争センターに対して和解仲介の申し立てをして、これで和解をしているというような県もありますんで、これは村だけじゃなくて県が中心にやっていると思うんですけども、県としてはそういった考えはないのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ADRについての申し立ては、浪江町等で一昨年ですか、申し立てをしてということで継続になったり、あるいは一部和解が出ましても、これを承諾しなかったりということの状態が続いているところでございます。

もちろんほかの県についても、県段階の損害賠償のいろいろ団体あるとは思われますが、またほかの県については、ちょっと今のところ把握しておりません。

この原子力発電所の所在県としてということで、まず福島県が先頭に立つといいですか、当事者として一番最初につくるべきだということでできた団体でございます。

○議長（白岩征治君） ここで、大石雪雄君が着席いたしました。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ほかの県とかあれば承知してないということですが、私がちょっと調べた中では、岩手県が県内の市町村と協議をして、ADRに申し立て和解案を勝ち取っていると、さらにちょっと離れていますけれども、松戸、柏、流山、あの近辺の8の市ですか、そこではもう共同でADRに上げた、これはまだことしの1月ですか、ADRに申し立てをしているというようなことがちょっとネットに載っていましたので、ぜひこのADRというのを活用して、もっともっとやっぱり村民、国民にわかるようなことをしていかないと、私も本当にこれ、どのぐらい請求してどのぐらい東電から入っているのか全然わからなかったんで、こういった調べてみたら、西郷村だけじゃなくて、ほかの自治体も似たようなものということがわかりましたんで、このまま本当にずるずるいったんでは東電の勝ちというか、そういうのになってしまうんで、ぜひやっぱり盛り上げていってもうやらないと、これもし東電から東電に請求したものが入ってこないとなると、これはみんな村税で負担をしなくちゃいけないということになることですよ。そういったことだと、もう金額が莫大な金額になるんで、これが入ってくるか入ってこないでは、本当、村の財政も全然変わるし、こういうように変わった新しい事業が本当にやっていけなくなると思いますんで、ぜひ村長は、県の副会長をやっているらっしゃることなんで、そういったこともやっぱり強く出していただき、今後、全額やっぱり東電に、請求したものを全額もらえるように頑張っていたきたいなと思います。ましてや、まだまだ放射能対策とか終わったわけではないので、これが続いていきますんで、ぜひ完全賠償できるまで請求をし続けていっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。（「県の会長の時に……かつて」と村長の声あり）かつてか。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇ 1 1 番 上田秀人君

1. 子育て支援と少子化対策について
2. マイナンバー（国民共通番号）制度について
3. ゴミの有料化について

○ 1 1 番（上田秀人君） 1 1 番、日本共産党の上田秀人です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の 1 点目といたしまして、私も藤田議員と同じように、子育て支援関係について質問をしたいと思います。

まずはじめに、子育て支援と少子化対策についてということで、まず 1 点目、子育て支援について伺いたいと思いますけれども、現在、村が実施している子育て支援策について簡単にご説明いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1 1 番上田議員の一般質問にお答えいたします。

現在、村が実施している子育て支援策について概要ということでございました。

現在、村が実施しております子育て支援策でございますが、その態様は各般各層にわたる広範なものでございます。実施事業を体系的に申し上げますと、地域における子育て支援、母子保健の取り組み、仕事と家庭の両立支援、さらに教育環境、子どもの安全対策等の 8 体系にわたる各種施策を実施しているところであります。体系別の主な事業を申し上げますと、地域における子育て支援としてつどいの広場、ファミリーサポートセンター、母子保健の取り組みといたしまして乳幼児健診、健康診査に健康相談、各種予防接種等の事業を実施しております。また、仕事と家庭の両立支援として乳幼児保育や学童保育を実施するとともに、子どもの安全対策として舗道防犯灯などの安全施設の整備に加え、全村挙げての交通安全街頭指導、子どもの安全見守り隊などの活動も実施しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 1 1 番上田秀人君の再質問を許します。

○ 1 1 番（上田秀人君） ただいまご答弁いただいたわけですが、8 体系多岐多様にわたっての子育て支援を行っているということで理解をしたいと思います。

その中で、さらに進めていきたいなというふうに思うんですけれども、先ほど来から地方創生の流れもお話ございました。この地方創生の前段としまして、2012年に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づいて、2014年においては新たな制度への円滑な移行を図るとして、2015年度当初から円滑な実施としている子ども・子育て支援制度において、現在、西郷村で実施している内容についてということで、お示しを含めての説明かなというふうに理解をしております。

そういった中で、2012年成立了ました子ども・子育て支援関連 3 法に基づく子ども・子育て支援制度、2014年12月には人口減少問題克服のために、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたというふうに理解をしております。さらには、2015年3月には新たに少子化対策大綱ということで、閣議決定がされたというふうに理解をしています。国が少子化の対策

に対する考えをまとめたものだというふうに理解をしております。このことについてこの場で発言は控えますけれども、これを受けて、西郷村では具体的にどのような対応をとられているのかということを知りたいなというふうに思います。

はじめに、子育て支援の中で、これらの法の中にある地域ニーズに対応した多様な子育て支援の充実として掲げられているというふうに理解をしております。その中で、利用者支援事業、地域子育て支援拠点の設置促進とありますけれども、具体的な対応は、西郷村においてはどのような対応をされているのかお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

ただいまの質問の拠点整備事業ということで、同質問かと思えます。

拠点整備といいますと、いろいろなニーズに伴う子どもさんのどういうふうにしたらいいか、そういうふうな配慮等かと思えます。子育て関係のそういうふうな福祉の施策とか保健関係につきましても、福祉関係につきましても当然、福祉課のほうで相談等を受けて保育園、児童クラブ、あとはつどいの広場とか、いろいろなやつで相談に乗ってするんですが、中身の子育てとか、特に近年、障害関係の子どもさんのやつとかになると、保健センターの保健師さんのほうの専門的な知識でやってもらっているのが現状です。今申されました新制度への拠点というセンター的なやつについては、現在、自主的にまだ取りかかってはいない段階ですが、それが今先ほど申しましたような子育てに、そういう施策が停滞しない、または、取り扱いについてはそういう各部署で対応しているところがございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 私今日資料を持ってきたのをちょっと見落としてたんで、今2つのことを一緒に言ってしまいました。地域のニーズに対応した多様な子育て支援の充実ということで、まず1)の利用者支援事業、これは国がまとめたものです。これの利用者支援事業として子育て家庭や妊産婦が教育、保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう身近な場所での相談や情報提供、助言等、必要な支援をするということが、まず、この利用者支援事業、もう1つが、私続けて言ったのが地域支援子育て支援拠点の設置促進、これは今課長が答弁された部分ですよね。子育て家庭等の負担感、不安感を軽減するため育児不安に対する相談、援助や親子が気軽に集うことができる場の提供を行う、このことがこの少子化に対する問題をクリアしていくための一つの解決策ではないかということで、国が示しているんです。これに対して、2012年度からこの保護の原案みたいなものができている、13年、14年と追っかけてきている、15年からもう正確に当初からもうスムーズに入ってくださいよということで、国から指導が来ているというふうに私は理解していたんですけども、今の答弁ですと、指導が来てなかったのかなというふうに理解するんですけども、もう一度答弁お願いいたします。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えいたします。

ただいまの子育てに係る新制度に合わせましたそのような拠点の整備の点につきましては、いろいろな通達で、連絡等についてはもちろん入ってきたところです。先ほど申しましたとおり、そういうふうな専門的なそれを全て一元化するような子育ての拠点の整備については、まだちょっと着手の状況に入っていないということで、先ほど申しましたとおり、専門的な場所でそれぞれやっているところでございます。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） さらに続けていきたいと思えますけれども、私が先ほど来、資料として申し上げたのは、これは厚労省のほうで出しているものなのかな、総務省だったかな、ちょっと記憶が曖昧なんですけれども、出した資料を見ながらのお話なんです。

2015年度には、きちんとこの計画どおり進めていくべきであろうと、これは多分努力目標に定められていることなのかなと思うんですけれども、今私言った、その利用者支援事業、あとは地域子育て支援拠点の設置促進ということで、これ、相談業務とかの部分が大きなウエートを占めているなというふうに、この内容を読んでいると思うんですよ。そこが私は一番村が弱いと思うんです。

人が人を育てていく、人が人を育てるときに、私も3人の子を育てた親の1人として、育てている最中にやはりいろいろな不安が出てきます。そのときに、ここにもうたっているように、相談できる場所、気軽に声をかけられる場所、気軽に行って話を聞ける場所、そういうところがこの西郷村にも必要なんじゃないか。そのことをやはりもっと力を入れるべきではないかというふうに考えるんです。そのことを国も、恐らくこの内容の中に盛り込んできたんだなというふうに思うんですよ。

その中で専門的知識を有する方も必要だと思うんです。村でいえば保健師、栄養士、必要だと思います。そのほかにも、やはり子育てを経験している保育士さんとか民生委員の熟練のお母さん方と言ったら変な言い方なんですけれども、そういう経験を多く持たれている方も、やはり集える場所があったらいいのかなと思う。そのことによって、側面から、その子育てを支えられる、そういう行政が今必要ではないかと考えるんですけれども、そのことについてはどうお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

ただいまの支援拠点の事業ということで、議員おただしの件については、高齢者関係ですと保健センターに包括ですか、そういうふうな形で相談できるようなところというふうなご質問かと思うんですが、児童関係につきましては、先ほど午前中にご説明したとおりなんですが、それを一括して、いろいろな福祉とか相談とか、そういうやつの一括して相談できるやつについては、残念ながら、まだちょっとできてはおりません。

ただ、場所、場所に依りまして、福祉で出れば当然福祉課のほうで、あと子育て相談とか、そういうふうなことであれば保健センターの保健師さんとか、あとは児童館、保育所のそれぞれの先生方が相談に乗っているところでございます。

あともう一つ、親御さんの集いができる施設ということで、先ほどあったんですが、そこにつきましては、つどいの広場ということで開設しております。それは村のほうから社協のほうに委託をしまして、今、高齢者福祉センターのほうで毎日開催しているところでございます。

状況的には以上のようなんですが、おただしのような総括をして、保育所に行く、保健センターに行く、福祉課に来る、そういうところじゃなくて、1か所に来れば全て済むような形での支援センター的なやつについては、今後設置に向けて検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいまの答弁をいただいて、今後検討をしていくということなんですけれども、国の方針としては、2015年までに設置をすべきだというふうな旨の内容だなというふうに理解をしております。

さらに、これを読み進めていくと、一時預かり、また幼稚園の預かり保育、あとは保育園における預かり保育の推進などうたっていますけれども、さらに進んでいくと、多様な保育サービスの提供ということで、先ほど7番議員の質問に対して課長答弁されましたけれども、親のニーズもあると。

そのニーズに対してマッチしていきなきゃならない、合わせていかなければならないということだと思うんですけれども、その部分にも触れる可能性があるかと思うんですけれども、多様な保育サービスの中で延長保育、これは現在村が実施しているというふうに理解をするわけなんですけれども、夜間保育、あとは病児保育ということで内容が出てきております。この夜間保育に関しては、西郷村ではどのぐらいの要求量があるのかというのは、ニーズを調べてみないとわからないと思うんですけれども、ここもやはり対応していくべきではないかと思えます。

あとは、以前からの話によく出るのが、病児保育に関してですよね。この病児保育については、昨年12月議会のときに示された定住自立圏構想、この中で圏域として子ども・子育て支援制度に沿った病時保育ができるというふうな書いてあったんですね。これは平成28年度以降とされていたんですけれども、具体的に、これ、広域

圏ではどういう話になっているのか。これは要するに市町村圏で整備をして、病児保育をやっていくんだよという考えを示されているというふうに思うんですけども、このことに関してはどのように進んでいますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

それで病児保育ということでの内容かと思えます。

病児保育につきましては、議員、今のおただしの中での白河地域、定住自立圏構想の協議会ということで、白河、西郡東郡でつくっている協議会でございます。その中で病児保育、昨今の報道とかにもかなり重要ということでは載っているんですが、ニーズ等も多分かなり限定される、なおかつその条件として看護師、できれば医師というふうな形もあるものですから、先ほど言いました白河地域の定住の協議会のほうで広域的に設置の検討ということで、村のほうから、その協議会に1つのテーマとして投げかけさせていただいて、白河市さんのほうで厚生病院とか、白河は病院とか、そちらのほうと今実施に向けて詰めているというふうなお話を聞いております。

現在は以上のような状況です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） さらに質問を続けたいと思うんですけども、この中でファミリーサポートセンターの普及促進ということで内容が書かれております。先ほどの私の1回目の質問の答弁の中に、ファミリーサポートセンターという答弁を村長はされました。これ、具体的に村ではどのような進め方になっているのか、どのように設置されているのか、具体的にお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

ファミリーサポートセンター、現在、村のほうでは社会福祉協議会のほうに委託をしております。子どもの養育をお願いしたい人、あとは、それらを受けたい人の仲を取り持って、派遣とか、あとは決められた場所でやるというふうな形でやっております。

現在、社協のほうのファミリーサポートセンターのほうには、受けてやるという人が19名の登録で今実施しているところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいまの答弁をいただいて、社協のほうに委託をしていると。19名の方が登録をされて実施をしているというお話でございました。このファミリーサポートセンター、先ほど答弁を聞いて、えっと思ったんですけども、以前、社会福祉協議会の中にファミリーサポートセンター立ち上げるということで、村の米地区の古い集会施設だったと思うんですけども、それを借り受けをして、中を改修をして、そこで立ち上げをしてやりますよという話がございました。この話には私もかわったんですよ、実は。施設の改修とか、いろいろ手伝いをいたしました。中の片

づけやったり、建物をちょっと手直ししたりとかいうのをやりました。組織の立ち上げにも絡みました。

そのときにも、いろいろな話が出ました。さきの質問の中で出た病児保育の部分で、要するに病気の子どもさん、子どもさんというのは特に急変する可能性があるということで、どう対応したらいいのか、いろいろな話が出ました。そういう話をしている最中に、私の中では自然消滅したという記憶しかないんですよ。それとも、私が邪魔だから連絡がなくて、ファミリーサポートセンターの組織づくりから、もう外されたのかというのはわかりませんが、そういう記憶しかないんですよ。

具体的に本当、このファミリーサポートセンターというのは、社協が動かしているのか、実施しているのかということなんですよ。そのことはどうなんですか。担当課として、どのように把握されていますか伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

ファミリーサポートセンター、前には米の公民館とか、その後に現在の米の児童クラブをやっているところの1室でやっていたというふうな記憶がございます。その当時につきましては、自主的団体でやっていたんですが、実質、その経過の中で、もうやり切れないから社協のほうに移管したというふうな経緯がございます。

現在は、先ほど説明したとおりに、村のほうで委託というふうな形で社協のほうで実施しているところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 私もかかわったときには、社会福祉協議会のほうから、担当されている方からお声がけをいただいて、お手伝いいただけませんかということで手伝いをした記憶があるんですよ。その方も今はもうその職を離れてしまったみたいなんです、どうなっているのかなという話も十分にわからないんですけども、私から見れば、きちんと機能してないと思う。これは社協が悪いとか、誰が悪いとかじゃないと思う。これは村全体が悪いと思っています、私は。

先ほども言ったように、人を育てるのは人なんですよ。その人を育てていくことが、この行政の役割だと思うんですよ。そのことがこの西郷村というのは非常に遅れているというふうに思うんですよ。人を育てていく、人を育てていくことによって組織をつくって、そのことによって村全体で子育てをしていく、子育てを支援していく、こういう考えが必要だなというふうに考えるんですけども、そのことを踏まえてきちんと対応していただきたい、このように考えるわけであります。

続いて、次の質問に入っていきたいと思うんですけども、保育園の待機児童についてお示しをくださいということで質問入れたんですけども、先ほど来、7番議員の質問の中で待機児童数が出した。21名の方が今待機されていると。うち13名は求職、保護者の方が今職を求めている方の子どもさんが13人。実際に仕事をされながら子育てをして、8名の方が今保育待機状態になっているというふうに理解をする

わけです。

このことに対しての先ほどの答弁ね。言葉尻をつかまえて非常に申しわけないと思うんですけども、定員オーバーにより153%という説明がありましたよね。みずほ、まきば、川谷で入園できない。要するに、定員オーバーで入園できない理由になっていると思われ、待機児童の解消を図っていきたい、増改築を検討していききたい、こういう答弁なんですよ。それで本当にいいんですか。

今実際に21名の方がいらっしゃるんですよ。現実には8名の方は仕事をやりながら、誰かほかの方に自分の子どもさんを預けながら仕事をされている。13名の保護者の方は、今仕事を探している。現実には仕事が決まって、子どもが預けられれば、すぐに職に復職できるという方もいらっしゃるんですよ。そういう方たちに対して、この答弁で本当にいいんですかと私は思うんですよ。

私は例えば、みずほ、まきば、川谷、分園でもつくって、すぐにでも、この21名に対して、保育の欠ける方に対してきちんと保育をすべきである、そのように考えますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

待機児童の合計、先ほどのご説明しまして、有職者が8名、求職者が13名ということで、21名の現在待機児童がいるというふうなご説明をいたしました。その中で議員がおっしゃるように、確かに現在、入れれば働くというふうな形で、ご不便をおかけしているんですが、村のほうでも年度当初から、待機児童につきましては、あきとか何かが出たときには、いろいろ条件を精査して優先順位の高いほうから入園をさせております。現在は、4月からの待機児童では9月までで4人が入園に至っていると。あと、まきばでも12月には数名の児童が入れるというふうな今現在の見通しがあります。

先ほども説明の中でも言ったんですが、何々保育園じゃなければだめだというふうな親御さんもちよっといえるものですから、本来は違う保育園さんだったら入れますけれども、どうですかというふうな形にも振るんですけども、そういうふうなこともあって、先ほど来言っている21名の待機児童がいるというふうなことでございます。

もちろん、早急に整備もちよっと考えまして、これらの待機児童が解消するように図ってまいり所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 親のニーズもあると。その保育園を指定してくると。どこどこの保育園がいいとかと指定してくる、それに対して村は応えることができないというお話だと思うんですけども、それは単なる私は詭弁だと思ひえないんですよ。親は、やはり自分の生活環境をいろいろ考へて、やはり自分の職場の通道のそばがいいとか、近いところのほうがいいとかと、そういう考へが出てきますよ。それに対して、きちんと応えるべきではないか、応えるように努力をすべきではないかと思ひます。

です。

その以前に、今定数オーバーはしていますよね、153%。保育環境としては決していい状況ではないわけですよね。その部分も考えて、先ほど言ったように分園とかアイデアを出して、今困っている方に対してきちんと対応すべきではないかと、それが今、村に求められていることではないんですかと考えるんですけども、もう一度伺います、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

待機児童21名なんですけれども、議員がおっしゃること十分承知しております。担当課のほうでもいろいろ精査して、増築とか、そういう関係で、もちろん基準もあるものですから、基準については延べ床面積とか保育士とか、そういう状況あるものですから、そういうものを精査して、なるべく早く解消に至るように取り計らっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 恐らく平行線になるとと思いますので、この辺でおさめたいなというふうに思うんですけども、なるべく早くということではなくて、今日、明日にでも解決しなければならない問題だと思うんですよ。

今私が言ったのは、分園というお話をしましたけれども、私のこの頭の中で今考えただけの話なんで、優秀な方たくさんいらっしゃるわけですよね。この地方創生関連の予算というのは、アイデア次第では本当に幅の広がるものがある。

先ほど藤田議員からも質問の中で触れたように、13日の民友新聞でしたか、あの新聞の中での首長さんたちのアンケートの中で、やはり閉塞感の話が結構ありました。しかしながら、こういった資料を読み解いていくと幅が比較的広いのかなど。それはアイデア次第でいくらでもできる可能性があるのかなというふうに理解できるところあるんですよ。そこをちゃんと考えて対応すべきだなというふうに強く求めて、次の質問に入りたいと思います。

少子化対策についてということで次の質問伺いたいと思うんですけども、少子化、この西郷村においても少子化の波が進んできているというふうに理解をするわけでございます。把握されているのであれば、過去5年間の年間出生数をお示ししていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

過去5年間における年間の出生数についてでございますが、平成28年が181名、23年が191名、24年が190名、25年が197名、26年が184人となっています。5年間平均では189名です。

以上です。（不規則発言あり）すみませんでした。28年と申しましたが、最初は平成22年です。訂正します。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 過去5年間の今、出生数を示していただいたんですけれども、5年平均で189名ということで、十数年前から比べると20人から30人程度、この西郷村においても生まれる方の数が減っているなというふうに考えるところでございます。

先ほど来からいろいろお話が出ていますように、この子どもさんの数が減ってくるということは、非常にちょっと、これ自治体にとっては危機的な部分があるのかなというふうに思うんですよ。1組の夫婦が生む合計特殊出生率ですか、1.8とかという、先ほど村長答弁されていましたが、この数字を上げるために、村は、じゃ、具体的にどのようなことを実施されているのかお示しをしていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

現在、村が実施している少子化対策についてということです。

少子化対策につきましては、最初の質問で、現在村が実施している子育て支援策についてということで質問がありました。その中で、村につきましては8項目におきまして、いろいろな部署で子育て支援をしているというふうにお答えしております。

それで、現在村がやっているということで、今年度より、議員も質問の中でおっしゃった子ども・子育て支援制度ということでスタートしまして、児童クラブ関係、前は小学校3年生だったんですが、小学校在学中ということで、6年生まで預け入れをするということで、かなり人数も上がっております。

それで小田倉児童館なんですけど、今、実質増築というか、第2児童館の建設というふうな形で進めております。当初は小田倉小学校の1室を借りて、現在もそうなんですけど、1クラスについては、こちらの学校のほうでやっているということがありますが、中でやっているのと、いろいろな困ったことも出てくるものですから、それらを児童クラブに入っている子どもさん、同じ取り扱いにするべき施策としまして児童館の建設ということで、なるべく早く年内にはつくって、そちらのほうで小田倉児童館の子どもさんを放課後見ていきたいというふうな形で進めているところでございます。以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 少子化についてのお話で、子育て支援とごっちゃになっている部分がありまして、私、聞いている本人もちょっと混ざっている部分があるので、答弁しづらいだろうなと思って、今、答弁聞いていたんですけれども、先ほども藤田議員の質問の中にもありましたように、今年の9月16日の民友新聞ですか、15年版厚生労働白書というのが出されて、この中で子育て不安が7割から8割と大きな見出しがあって、その中にもいろいろ書いてあります。

それ以前にも、私、この場で申し上げたと思うんですけれども、朝日新聞のアンケート調査の中で、なぜ1組の夫婦が子どもを1人以上持たないのかとか、複数なぜ持たないのかというアンケートをとったことがあったと思うんですよね。そのときの回

答が、さきに村長答弁されたように、お金がかかるから子どもを持たないんだということなんです。これに対して、村が、じゃ、経済的支援をしてあげろというわけにもいけませんよね。だから、雇用の場をまず確保しなければならないだろうと。ここをきちんと充実させていかなきゃならないだろうというふうに思うんですよね。派遣とかと非正規雇用の身分が不安定な状態で子どもを持つといっても、将来的な部分を考えれば、子どもを多く持てないというのはもう当たり前なんですよ。

そういった中で、じゃ、村がいかに支援できるかというところで、さきに申し上げたように、やはり側面から子育てを支援できる、さらには保育園なり、幼稚園なり、さまざまな子育て支援の手助けをしていく。それが保育園の無料化だったり、先ほど藤田議員が言われたように、学校給食の無料化とか、いろいろな部分に絡んでくるのかなと思うんです。

そのことを踏まえて、この質問の一番最後の項目の保育料の無料化、先ほども藤田議員質問されて、答弁を先ほど黙って聞いておりましたけれども、私のほうからもう一度伺います。保育料の無料化実施すべきではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

今、この白書の問題、あるいはこの新聞の論調、ずっと聞いておまして、ご指摘、そのとおりだと思います。これは、やっぱり冒頭、藤田議員にも申し上げましたが、国家として取り組むということがいよいよ明らかになったんだという期待を私はしています。その中において、どのような施策がということで、その先ぶれとして、今までこのファミリーサポートとかありました。皆さん、それにかかわっていただいて、その先鞭をつけられたこと、まことにありがたく思っております。

今後どうするかということでもあります。大きく、今、議員申されましたように、国の仕組みがそう変わっていくのが一番望ましい。前々から申し上げておりますように、福祉は北欧型にいくのがいいのかなと。当然、この高福祉高負担ということになりますので、それが100%はいかんだらうと。そうしますと、その中間においてという子育てはどうかというふうになりますと、今言われたとおりです。前に申しましたとおり、みずから稼ぐか、あるいは国がバックアップするか、その中間において地方交付税制度における地方財政の中で、どう自治体がバックアップするか、この取り組みのちょうどいいところ、これを目指すようになるだろうというふうに思っております。

申されましたとおり、やはり地方交付税という制度があって地方自治体の財源が決まっている。それを打破するためにはというふうになりますと、やはりこの税収等上げていく必要がある。その中において、村は何ができるかというふうになります。そうしますと、現在の予算、あるいは歳入構造等を見て、もちろん景気に判断されるわけでありまして。なかなか法人税の減税等が出てきて、今後とも地方税の法人はどうなっていくんだらうと。あるいは、それにリカバリーできる地方交付税うまくいくのかと。その原資も国家の税収だらうと、いろいろ考えていきますと、なかなかそう簡

単にはいかない。しかし、その中において財政運営上、やっぱり村が何をすべきかというふうになりますと、子育てでできるもの、保育料の無料化等が今出ておりますね。もちろん、これも当然、担当課でもいろいろ案が出ております。

そういう中において、やはり国・県、あるいは市町村タイアップしてやるもの、あるいはできることからやっていくものという取捨選択になっていくだろうというふうに思っておりますので、議員諸兄いろいろ同じことを申されております。この中においても、お達しのとおり保育料、あるいは子育て、あるいは、あるいは、いっぱいありますですね。よりできるところからの取捨選択でやっていきたいという意欲を持っているところでありますが、ただ、その出発時期、あるいは財源等については、まだちょっと詰めていく必要がありますので、先ほどからもう少し検討させていただきたいというふうに申し上げているところでございますので、ご理解を賜りたいと思いません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、答弁をいただいたんですけども、先ほど藤田議員に答弁された内容と同じだ、ずれがない、すばらしいなど今思っています。

内閣府がまとめた少子化社会対策大綱というものがございますよね。この中で、今ちょっと読み返してみたんですけども、既に幼児教育、保育にかかわる保育料の負担の軽減、先ほど言った第2子半額、第3子無償、3人以上の子どもを持ちたいと希望を実現するための環境を整備するため、子育て、保育、教育、住居など、さまざまな面での負担軽減や社会の全ての構成員による多子世帯への配慮促進に取り組むということ、これが大綱として内閣で決めている内容なんです。取り組むんですよ。これで本当に、先ほど藤田議員も言われましたけれども、期待できるのかなと思っちゃうんですよ。

私は1つだけ、これ、評価するのは、私と同じで、子どもはやはり国全体で、この村でいえば村全体で育てるべきだというふうに思うんですよ。ということは、少子化というのは、西郷村の先ほども申し上げましたように将来を根幹から揺るがす大きな問題に発展するんだということを強く認識すべきだと思うんです。もし、西郷村の将来を担ってってくれる子どもたちがいなくなってしまうたら、この西郷村はどうなりますか。西郷村そのものがなくなってしまうんですよ。そして、我々も今こうやって年を重ねていく上で、やはりもっと年を重ねたときに子どもたちがいなければ、私たちは、じゃ、どうしたらいいのかというふうになってしまう。そこに特化するわけでもありませんけれども、ですから、この少子化対策、子育て支援というのは、本当に、村の根幹にかかわる問題だなというふうに思うんです。

子どもが1人生まれてくるのに、通常であれば十月十日かかるわけですよ。今日言っ、はい、明日、じゃ、10人、20人と増えるわけじゃないんですよ。今、第一歩を踏み出していかなければ、将来にわたって大きな問題に発展するというふうに考えるわけです。ですから、今ここで1つの方向性を示すべきではないかと思っておりますけれども、村長、いかがお考えになりますか。もう一度伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん言っていることはそのとおりで、よく理解しているつもりです。方向を示すべきだ、もちろん取り組む。これ、方向がもう出ております。私もそう思っております。やっぱり去年の選挙のときに、もっと子どもに優しい村づくりをしたいと申し上げてきました。そのためにはというふうになりますと、一回施策はやっぱり始まったら10年やめられないということを念頭に置いて、どういうふうに変化が起きてくるのか。

もちろん、景気がうまくいくということが把握といいますか、しっかり頭にたたき込まれば即座にやる部分がいっぱいあります。そういったことを念頭に置いてということで、ただ、そのために国家も苦しんで法人税下げたりということがあります。ただ、それはダイレクトに地方財政に連動するものであったり、なかなか把握できないものがある。そういうことがあってということになります。同時にそういったことをやっていくために、我々は基金を積んでいる。そういったことも今やっているところでございますので、ぜひとも、そういった方向づけについてのまたご指導を賜ればありがたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 1つだけ申し上げれば、交付税だけに頼るような考えは、私はもう捨てるべきだと思いますよ。というのは、これ、どこの自治体も同じですよ。以前から、この場で申し上げているように、自治体間の競争だと考えています。

この間の9月15日だかの新聞にも出ていましたよね。要するに自治体間で競争、せめぎ合いになってしまっていると。それではお互い潰し合いになってしまうということが、どこかの首長さん書かれていましたけれども、確かにそのとおりだと思いますよ。しかしながら、今この西郷村のこの議会においては、いかにこの西郷村を将来的に発展させるか、伸ばしていくか、このことが問われることだと思う。そのために必要なのは、やはり人づくり、子どもづくりだと思うんですよ。子どもを育てていく、このことが絶対必要だというふうに考えるわけです。

そうなったときに、今村長が言われたように、始まったら10年やめられない。やめなきゃいいんですよ。やめないための財源を外部から入れればいいんですよ。西郷村のお金は、西郷村の中で管理をさせればいいんですよ。そのことに、みんなして力を合わせてやっていくべきだというふうに考えます。

このことに対して申し上げて、時間も時間なんで次の質問に入っていきたいと思えますけれども、質問の2点目といたしまして、マイナンバー制度についてということで、これも以前質問をしたわけでございますけれども、まず質問の1点目といたしまして、個人情報保護に対する対応と取り組みについて伺いますということで伺いたいと思えます。

これも以前から指摘しているように、私はコンピューターに詳しいわけではないんですけれども、コンピューターの世界というのは、絶対はあり得ないということがまず指摘されているわけでありまして。私も、そのことを強く指摘したいと思います。

そこで伺いたいと思うんですけれども、現在、国が消費税減税案とか、いろいろ定まらないような中で、このマイナンバー制度を本当に進めていっていいのかということと大きな疑問を持つんです。そういった中で、国が方向性定まらない中で、本当にセキュリティというのは守っていけるのかどうなのかお示してください。伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） セキュリティの問題、前回も出ましたですね。ただ、今、減税の話が出て、この生活関連の消費税のバックについて、これを麻生財務大臣が申されたということについての使い方ですね。個人的にマイナンバーをレジのカウンターに持って行って、そしてバックする手順をするということで、果たしてこれがどうかということが新聞に出ております。

もちろん、そのことが個人の預金口座につながったり、いろいろしたり、問題は手数がかかり過ぎるのじゃないかと、わかりにくいといったことがあって、ドイツ、欧州型のそもそもの2段階の消費税にすべきではないかという話になっているということもあります。まずはセキュリティの問題として、やっぱりご懸念のとおり今よくあります。新聞等でもいっぱい出ておりますので、ぜひ、今回法律の中にも書いてありますとおり、この罰則とか、あるいはインターネットという外に出ていく、そういったものを遮断とか、そういったものでのハードな部分、あるいはソフトな部分についても、ちゃんとした研修を受けてといったことの漏えいがないように、ということとを前提に進めなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） セキュリティの問題で今答弁いただいたんですけれども、絶対にあり得ないというのが私の持論であるし、コンピューターの世界には絶対だという話を聞きました。特に、この連休中、コンピューター関連の仕事についている者にお話をちょっと聞きました。お話を聞きましたというのは変な言い方なんですけれども、話を聞いたんですけれども、実際のコンピューターほど甘いものはないと。彼いわく、10分あれば行政のパソコンの中に入ると、情報を取り出せるということをやられていました。今の時代、アメリカの国防総省のペンタゴンにまでハッカーが入っていく時代なんです。ですから、やろうと思えばできるということなんです。

それと、前回もらったこの資料中に、マイナンバー制度が始まりますよということで、平成26年5月に政府広報がつくったこのパンフレットでございますよね。この中の7ページ、8ページの中に、この女の方の絵があって、国に個人情報何でも一元管理されてしまうのではというはてなマークがついている部分があります。これに対して、法律の定めがある場合を除き、マイナンバーの収集、保管を禁止していますと。これを見ていると、じゃ、大丈夫なのかなと思う部分もあるんですよ。しかしながら、さきに言ったように、国が今どういうふうに使おうか紆余曲折悩んでいる。そういった状況で、これが本当に守れるのか。我々の情報が全て丸裸にされてしまうんじゃないか、その心配がありますよということなんです。そのことは強く申し上げたいなというふうに思うんです。

さらに、法律に定めがある場合を除きマイナンバーの収集、保管を禁止していますというふうに、この中には書いてございます。国がこのマイナンバー制度に対して方向が示せない中で、セキュリティがきちんと守れない中で、1万9,000人余りの村民の方の情報を本当にこれでやってしまっているのか。本人が希望されてからという話になるんでしょうけれども、本当にそれでいいというふうにお考えになりますか。伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん、ご懸念のご指摘があります。そういったことがやっぱりちゃんとリカバリーされてという上でのことであります。このマイナンバーは、年金の不突合と、ああいった問題が解消されるとか、いろいろないい利点といたしますか、情報化社会におけるコンピューターの利点について100%生かすべきだというふうに私は思います。

しかしながら、当然、今言われたとおり、人間は性善説だけではうまくいかないといったご指摘があつての漏えいでもありますので、こういった部分が一番今後とも脚光を浴びせなければならぬ分野ではないかというふうに思っているところでもございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） さらに、このマイナンバー制度の法律の関係にいったんですけれども、第3章の中に特定個人情報の保護等ということで、第14条から第30条までということで概略が書いてある部分がございます。特定個人情報ファイルの作成の制限、特定個人情報保護評価等ということで、第14条から18条の中に1つ飛ばして、行政機関の長等は特定個人情報の漏えい、その他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を実施というふうになっているんだよね。これ、具体的にはどういうことをされるんですか。お示してください。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） 11番上田議員のご質問にお答えいたします。

特定個人情報の保護の評価でございます。PIAについてのおただしかなと思うんですが、こちらにつきましては、特定個人情報ファイル、こちらを保有しようとする機関に対して原則義務づけられる事前評価の仕組みでございます。

情報の保護の評価におきまして、特定個人情報ファイルを保有する機関につきましては、特定個人情報ファイルを保有する前に、保有することでどのようなリスクがあるか、またそのリスクをどのようにして軽減、緩和しているかをみずからの所定の様式の評価書に記載をいたしまして公表することで、特定個人情報を安全に取り扱うことを公に宣言するという趣旨のものでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま説明を受けたんですけれども、全然わかりませんよ。もう一つ情報提供ネットワークシステムを使用して行う場合などを除き、特定個人情報

報の提供を禁止などどうたっているんですよね。これも要するに逆から考えれば、情報提供ネットワークを使えば特定個人情報の提供をしてもいいですよということですよね。ということは、このネットワークシステムに第三者が侵入すれば個人情報が持っていけるということですよね。それを危険を評価するために行政は評価することはできる。

先ほど答弁にもあったけれども、罰則ということでお話がございました。第8章罰則、第62条から第72条、個人番号を利用する者に関する罰則ということで今うたわれているのが、正当な理由なくしてということで4年以下の懲役、もしくは200万円以下の罰金、または併科、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、または盗用をした場合には3年以下の懲役、もしくは150万円以下の罰金、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい、または盗用で3年以下の懲役、もしくは150万円以下の罰金、特定個人情報が記録された文書等を収集、これは国の職員に対しての話ですよ。これは2年以下の懲役、または100万円以下の罰金になる。この罰則規定があるから、じゃ、絶対安全ですよというのは言えますか。私は絶対言えないと思うんです。

というのは、例えば今いろいろなことが言われていますよね。税金、消費税10%になったときのその2%分を戻しますよ。これは内容が煩雑になるんでやめますよということで、何か国のほうでも方向を変えたみたいなんですけれども、それと今並行して言われているのは、また違う話なんです。ポイント制にしましょうとか、いろいろな話が出てきている。国が今、このマイナンバーカードを使って何をやろうとしているのか全然わからない。そういった中で10月1日から通知が来て、来年2月からですか、始まるのがね。そういったわからない方向にどんどん進んでいってしまっているのかということなんですよ。

その個人情報が万が一載ったものが、本当にこれは週刊誌に載っていた話で、あっと思ったんですけれども、倒産しそうな会社はその情報をつかんだときに、自分の会社はどうなっても、もうあすがわからないんだから、その情報をどこかに、第三者に売ってしまうんじゃないかと。1回流出した情報は、もう取り戻せない。そうなったときに、このマイナンバーというのはとんでもないことが起きますよということは指摘されている。

ですから、いくら罰則規定があっても、これは本当に大丈夫なのか、村民に対して胸を張って大丈夫ですよということを言えるんですか。もう一度伺います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

ご指摘のように、不安材料といいますか、そういったものが連日の新聞等で報道はされておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、個人情報の強化、それから議員がおっしゃいました違反した場合には、これまで以上に罰則の強化等ですか、そういったもの、それから情報セキュリティの対策等、そういったものを厳格にいたしまして、個人情報の保護に対する取り組みに対応していくところでございます。

すので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 議論が全然かみ合いませんよね。合わないんですよ、これは。ですよ。村は法定受託事務ということで、国からやれと言われれば、やらざるを得ない。いくら問題があると指摘を受けても、自分でその矛盾を抱えても進んでいかなきゃならない、こういう状況なんです。ですよ、課長ね。

それで、さらに伺いたいと思うんですけれども、このマイナンバー制度について必要な経費というのは、どのような状況になっているのか、このことをちょっと伺いたいと思うんですけれども、それとあわせて、これもやはり新聞記事であれなんですけれども、今年の9月11日の新聞の中で、市区町村の職員が高齢者の入居施設や過疎地に出向いて本人確認をすることを条件に、施設や地域単位カード申請も認めます。企業や学校単位でのカード申請も同様の枠組みで認めます。その場合は、企業や学校が立地する市区町村の職員が社員や子どもの居住する市区町村から委託を受ける形で、本人確認の作業をまとめて行いますということなんです。これは政府マイナンバーカード交付方針固めるということで、こういう新聞記事が小さく載っていたんですよ。

わざわざ市区町村の職員が本人確認のために出向いていく、もしくは学校や企業の立地する、多分、居住するということなんで、会社の寮とか学校の寮とかになるのかなと思うんですけれども、そこまで出向いて行って、本人確認をしてマイナンバーカードの申請を受けた場合には交付をする、そういった経費まで、これ、含まれているのかどうなのか。そういったことまで、きちんと国から説明があるのかどうか、お答えください。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

おただしの制度の導入に伴います費用関係でございますが、マイナンバー制度が平成25年5月に公布となりまして、昨年の平成26年度から住民基本台帳システムなど関連いたします各課のシステム、こういったものの連携するための改修、これを平成26年、平成27年の2か年で今行っておりますが、これまでの事業費の総額で約7,264万8,000円でございます。それから、そのうち国、総務省、厚労省関係でございますが、こちらからの補助で約4,462万6,000円でございます。村の一般財源からですと約2,715万8,000円となっております。

なお、一般財源の2,700万円ほどにつきましては、一部普通交付税及び特別交付税措置で交付税措置がされることになっております。

また、2点目の市区町村の職員が高齢者の入居施設や過疎地に出向いての本人確認、それから企業や学校単位のカードの申請も認めますということでのおただしでございますが、村内ですと高齢者の入居施設、例えば太陽の国とか、そういったところがあります。

それから、企業、それから学校単位につきましては、基本的には10月以降に個人番号カードの申請ができるようになりますけれども、原則としては来庁時の交付申請、

役場の窓口のほうに来て個人番号申請していただくようになりますが、議員がおっしゃいました企業や学校でできるものというのは、個人番号カードにつきまして、企業や学校等でまとめて申請ができるというものでございます。

個人番号カードにつきましては、通知カードと違いまして、個人の自主的な申請に基づくものでございます。ケースとして勤務先、企業、それから学校等による一括の申請ということで、来年の1月から市区町村のほうに来庁していただきまして、本人確認の上、カードを交付することができるというものでございまして、各企業、それから学校の事務担当者の方が来庁いたしまして、本人確認の上、カードを交付できるというケースでございます。

それから、ケースの2点目としまして、逆に勤務先のほうの企業、それから学校等に自治体の職員が出向いて一括申請をできる、申請を受け付けることができる、この2つのケースが今、総務省のほうのホームページですか、それで申請いただけるという流れになっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 先ほども申し上げましたように、今ホームページでということだったんですけども、具体的には、これ、国から来ていないわけですよ。来てないんでしょ。でしょうというのも変な言い方ですけどもね。

市区町村の職員が高齢者の入居施設や過疎地に出向いて、もしくは企業や学校が立地する市区町村の職員が居住する市区町村から委託を受けてということで、その申請手続、交付手続をしますよということだよ。私、聞いたのは、その費用の部分なんです。職員がそうやって動くことによって、まず職員の労賃ですよ。この分は国から来るんですか。

先ほどシステム改修のほうで7,264万円かかったと。国から4,462万6,000円が入ってきたと。残りは村のほうで出しているけれども、交付税で今度戻ってくるかなというお話でしたけれども、では、この人的な部分というのは国からお金来るんですかね。

それと、過疎地ですから、例えばこの役場から過疎地に行くのに職員の人歩いていくわけにいかないですよ。車使いますよね。車の損料、ガソリン代、もろもろの経費、こういうのもちゃんと国から来るんですかね。そのことは、ちゃんと連絡来ていますか。これ、10月1日、もう直前ですよ。すぐ近くから案内通知カードが来ますからね。そうなったときに、もう手続が始まってくる。そういうせっぱ詰まった段階で、国からこういう説明というのはあったのか、課長、簡単にお答えください。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

まず、今回の9月補正で歳入といたしまして62万3,000円ほど計上させていただきました。この内訳といたしましては、今回の通知カード、個人番号カード発行

に伴います関連の事務交付金でございます。今、議員がおただしのとおり、人的、臨時職員の増員等にも、こちらにつきましては充てることのできる交付金でございますので、これで全てが補えるのかどうかというのは、またわかりませんが、そういった支援も国のほうからございます。

ただ、過疎地への職員が出向いて申請等を行う業務につきましては、そこまで細かい国からの補助等、交付金等で見るとというような正式な通達等はまだ来ておりません。以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） きちんと国から説明がないということで理解をしたいと思いません。

時間も迫ってきているので、次の質問としまして、マイナンバー制度の周知方法はどうにするのかということなんですけれども、周知方法は10月1日以降から各住民登録をしているところには連絡が来るということですよ。

総務省のホームページからちょっとちょっとダウンロードしてコピーしてきたんですけれども、こういう通知が来るということですよ。これね。これ、裏表なんです。表の裏なんですけれども、こういうのが来ると。3分割になりますよということですよ。これが来た時点で、カードを希望される方は、市区町村に行って手続をして、来年2月にその交付を受けると、発行を受けるということですよ。

3分割にするということは、この半分を郵送するというふうに書いてあるんですけれども、上と下の部分をなくしちゃった場合どうなるんですかね。万が一紛失して外部に行った場合には、その方の番号が持ち出されてしまうということは、次の質問に入ってきている、犯罪にもつながりますよということなんです。アメリカのほうでは、やはり番号制度でやっているんで、年金をごっそり持っていかれてしまったとか、いろいろな犯罪につながっているんですよ。

この間、ラジオを聞いていてちょっと驚いたんですけれども、このマイナンバー制度に期待している業界があるそうです。どこの業界だかわかりますか。私、初めて聞いてびっくりしたんですけれども、詐欺業界だそうです。そういう業界ってあったんだと、そのラジオを聞いてびっくりしたんですけれども、笑っていいものだからかなんとか、びっくりしました。いろいろ調べてみたんですけれども、本当に今やられているみたいですね。

この情報を取り出すために、いかなることをやるかということで、本当に驚いたのは、そのマニュアル化を今つくっているそうなんです。そのマニュアルつくった紙、こういう紙ありますよね。机の脇にバケツが置いてあるそうです。警察が乗り込んできたときには、そのバケツの中に紙突っ込むそうです。溶けてなくなってしまうと。マニュアルがなければ、何やったかわからないでしょうと。だませるのは、やはり高齢者の方が中心になってくると。そういったことが今、詐欺業界って本当にあるのか、ないのかわからないんですけれども、ラジオの話なんですけれどもね。そういう方たちが今、虎視眈々と狙っている。そういった中で、本当にこのマイナンバー制度、

村として進めていいんですかということなんですよ。

今はさんざん個人情報の保護の問題から、いろいろな国のやり方について、市区町村なんて、もう法定受託事務ということで無理無理やらされるというのはわかるんですけども、十分な説明も受けないままに、これから職員は対応しなきゃならない。果たして本当にこのまま進んでいいのかということなんです。

村長に伺いますけれども、私は、このマイナンバー制度については時期尚早であるというふうに考えるわけであります。ですから、国に対して延期を求めるか、即刻中止を求めるか、このことをきちんと求めるべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで2時20分まで休憩いたします。

（午後2時02分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） マイナンバー制度、時期尚早につき即刻国への中止を申し入れるべきだというご提言でございます。

なかなかできませんというふうに申し上げるしかないと思います。ただ、言っている内容につきましては、私も同感のところいっぱいあります。やはりこれをやるにつきましては、セキュリティーの問題、あるいは漏えいに対するいろいろな仕掛けですね。もちろん、それができた場合のことをいろいろのお述べになりましたので、もちろんそのことについては同じ考えであります。やはり遂行上、信頼得られるように、そして正確に犯罪に使われないようにということを私も機会あるごとに申し上げて、そして、この対応をしてみたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 質問に入る前に、先ほど私、保育園の入所率の中で153%というふうに質問したようなんですけども、実質は115%だということで、質問の内容を訂正を議長におかれましてはよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 議員の訂正につきましては、議長において、会議規則第64条において、これを許可いたします。

○11番（上田秀人君） 時間も迫ってきていますので、次の質問に入りたいと思います。

ごみの有料化についてということで、何項目かの質問項目上げております。ごみの有料化について伺いますということで、ごみの有料化した理由について伺いますということなんですけれども、時間ないんで、広域圏のホームページのほうを見ていると十分に理解できる部分がございますので、有料化した理由というのは、ごみの減量化を図るためだということが記載されております。

指定ごみ袋を使用させる理由についても、やはりこれは分別を徹底させるために、ごみの指定の袋を使っていたいただいていますよということがやはりこのホームページの中で書かれております。

村内各所にあるごみ収集所の設置するための条件を伺いますということだったんですけれども、先だっの決算説明の中で同僚議員のほうから質問が出まして、設置基準としましては、50メートル間隔で5世帯程度があれば村としては設置を認めていくと。広域圏の確認も必要だということで説明を受けたので、この部分も省略したいなというふうに思います。

続いて、ごみ処理について広域圏の整備組合の中での対応は、条件は全て同じなのかということなんですけれども、なぜこんなことを聞くのかといいますと、白河市内を歩いているときに、ふと目に入ったものに、結構個別の住宅の前にごみがぽんと置いてあるのが見えたんですよ。さて、これはどういうことなのかと思って、収集業務に当たっている方にちょっとお話を聞いたりもしたんです。その中でお答えが、白河市においては、申請があつて認められた方に対しては、玄関前に置いてあるごみを個別収集しますよということなんです。これはすごいなど。

同じ広域圏でも、なぜ白河だけそういうことをやっているのかなということ、いろいろお話を伺ったんですけれども、白河の条例の中で決まりがございまして、その規定がされているわけですね。白河市で行っている、あつたか訪問収集事業ということなんです。65歳以上のひとり暮らしの方で、自力でごみを収集所へ出すことが困難で、身近な人の協力が得られない方、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、または療育手帳の交付を受けている40歳以上のひとり暮らしの方で、自力でごみを収集所へ出すことが困難で、身近な人の協力が得られない方、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者、虚弱者、年少者であり、ごみを出すことが困難な世帯に属する65歳以上の方の障害のある方に対しては、このあつたか訪問収集事業ということで、ごみの訪問収集及び安否確認を行いますということが白河で行われているんですね。

これは旧白河だけなのかなと思って、ちょっといろいろ聞いたんですけれども、現在の合併した東、表郷、大信、この地区も該当しているということなんです。こういうことが行われていたということ、を村長はご存じでしたか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 11番上田議員のご質問にお答えいたします。

白河市のあつたか訪問収集事業について知っていたかというご質問でございますが、議員に今回の一般質問の中でごみ関係でご質問をいただきまして、初めてこういう事業があるということを知ったところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） この予算について、今、後ろのほうからもお声をいただいたんですけれども、白河市は当初、緊急雇用対策事業でやってみたいなんだよね。対応されたみたいなんです。県の事業なのかな。それで対応された。今はそれが終わってしまって、介護関係なのかな、地域支援事業、この予算を使って今やっているとい

うことで説明をいただきました。

介護保健事業の中の地域自立生活支援事業ということで、高齢者の安心な住まいの確保に資する事業ということで、日常生活相談、生活、あと安否確認、関係機関、団体等による支援体制を構築するということで、この流れで年間400万円ぐらいの予算で白河市でやっているということなんです。今、答弁を聞いていると、知らなかったということなんで、これはやはり西郷でも早急に対応すべきだなというふうに思うんですよ。

さらに、このことを調べてお話を聞いた中で、収集車、パッカー車というそうなんですけれども、西郷に来るのは4トン車と、ちょっと大き目の中型車になるのかな、4トン車が来るそうなんです。白河は4トン車が入っていけないところが多いと。例えば市役所の裏のほうとか、ああいうところは道が狭くて入れないと。そのために、2トンのパッカー車を準備して白河市では対応していると。まさに行政に差があるということがわかったんですけれども、これで本当にいいのかなということで、西郷はどのようにお考えになりますか。早急を実施するとか、もっと検討するとかとお考えになるのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

健康推進課としては、こういう事業があるということで、白河市のほうに、概要ではございますが確認をさせていただきまして、特に、その中で先ほど議員がおっしゃっていましたが本人への見守りを兼ねているので安否確認にもなるということで、ごみの収集だけではなく、安否確認という面で、特に高齢者の見守りという点で非常にいいものであるというふうな認識を受けております。

なお、どれぐらいの利便性が図られているか等については、概要だけでございましたので把握しておりませんが、登録者数も約200名、それから、年間の委託料も約400万円ということでしたので、こちらのほうを精査しまして、ぜひとも、もし早急にできるものであれば、西郷村の土地等の関係もありますので、そちらのほうも検討いたしまして実施に向けてやっていきたいと、そんなふう考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 実施する方向で行きたいということだったんですけれども、今土地柄ということで、西郷村の村の広さの部分なのかなと思うんですけれども、実際に白河市では、さきに申しあげましたように、合併しての表郷地区、東地区、大信地区も同じように今やっていますよということなんで、西郷においても、やはり早急に実施をすべきだなというふうに思います。

今回、この白河市さんのことをいろいろ調べてみたら、もう一つあったんですけれども、家庭菜園などで使用した農薬空き容器の回収について、ということであるんですよ、白河では。近年、家庭菜園やガーデニングの普及により各家庭で農薬を使用する機会が増え、市民の皆さんから空き容器の処理について相談が寄せられています。そこで、次の場合に限り回収いたしますので、処理にお困りの方は空き容器を直

接、市担当窓口へお持ち込みくださいと。回収対象物は……（不規則発言あり）これ、西郷でもやっていますか。

今、白河の話しているんですけれども、家庭菜園で使ったものやガーデニングで使用した殺菌、殺虫、除草剤のプラスチック製の空容器、あとは住居敷地内で使用した除草剤などのプラスチックの空容器などを指定した窓口を持ってくれば、白河市では無料で処分してあげますよということなんです。これ、西郷ではやられていますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） 11番上田議員のご質問にお答えいたします。

ただいま申されました農薬の空容器の回収でございますが、白河、西郷、泉崎、中島村、それから矢吹町の1市1町3村で構成しております広域圏の事務処理の中で、資源とごみの正しい分け方と出し方という冊子がございます、この中に、ただいまおっしゃいました白河市のように、家庭菜園、それからガーデニングで使用した農薬の空容器、こちらについては西郷村でも実施しておるところでございます。

白河市のホームページにあるとおり、同じくその都度役場のほうに持参をしていただきまして、こちらにストックしておきまして、広域圏の搬入日、毎月1日と15日なんです、その日に、こちらからクリーンセンターのほうに搬入しております。同じ取り扱いとなっております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 実は西郷もやっているということは、今回ようやくわかったんです。というのは、私、今専門の農家やっていますので、関係機関ということで農協さん通じて、きちっとした処理をお願いしているということで今まで見落としていました。しかしながら、今、ホームページとかでお知らせをしているというお話でしたけれども、実際にガーデニングや家庭菜園やられている方で非常にお困りの方がいる。これは周知徹底されていないということが今回わかったんで、きちんとそこはやっぱりお知らせをすべきだなというふうに申しつきたいと思います。

あとは、ごみの袋の問題なんですけれども、先ほどから白河市のあったか訪問収集事業ということでお話ししたんですけれども、西郷の中ではそれをやられてないということで、高齢者の方で紙おむつを使われている方が何人かいらっしゃいますよね。これは、多分、健康推進課のほうで把握されていると思うんですけれども、時間が時間なんでいいです。

紙おむつを今使用されている方、ごみ袋に口切り入れるそうですよ。処理費用がかかってしまうんでね。ところが、いっぱい入れると今度重くて持っていけない。だから、袋に半分しか入れない。でも、袋高い。さあ、どうしようということで、いつもその葛藤になるそうです。それを考えたときに、じゃ、なぜ、このごみ袋というのはこんな高いんだと。燃えるごみに関しては、例えば大袋で45リッター入りのやつで枚数20枚入りだと、袋の原価が247円、ごみ処理手数料は791円、販売手数料62円、合わせて1,100円で今売っていますよね。ホームセンターとか個人

商店とかで、ごみ袋は今販売していますけれども、こういう値段構成になっているそうなんですよ。

処理手数料が791円かかるというのは、なぜ、こんなにかかるのか。以前、この問題を取り上げたときに、焼却施設の施設が老朽化してくる、電気設備とかが老朽化してくるので、それを改修するための費用にも充てると。それと、つくったときに借入れをしているんで、その返済に充てるんだという説明をいただいたことがございます。

今回、また資料をいろいろおとりいただいて調べていったんですけども、その中で焼却施設の返済金というのは、ピークが平成19年だったんですよ。その後、ずっと返済額が低下してきている。今、平成26年ですから借入れ残高が6億5,000万円ぐらいしか残ってないはずなんです。ですから、ずっと減額、返済額が減ってきている中で、ごみ袋の処理費用の部分は減らない。これはおかしいんじゃないかと思うんですよ。ましてや、村の一般会計から、幾らでしたっけ、かなり大きな金額が広域圏のほうに出ていますよね。これは二重取りになっているんじゃないかと思うんです。これは、二重取りをしていること自体、私はおかしいと思う。

万が一、焼却施設がだめになったときには、きちんと構成市町村でもう一度起債を起こしてやれば、今新たな負担をしなくても済むと思うんです。今はこういった経済状況が厳しい中で、ごみ袋1枚にしても、みんな節約をして頑張ってやってもらっている中で、こういう大きな負担をかけていって本当にいいのか。これは、やはり即刻やめて無償化にすべきではないかというふうに思うんです。

福島県下をいろいろ調べてみますと、かなり無料化が進んでいるところがございます。というよりも、これは平成11年に国の指導のもとに有料化されたんですよ。ですから、今、有料化してないところというのは、もともと平成11年の無料化をずっと引き継いできた、11年前からですね。反対に有料化したのは、国の指導のもとに有料化に切りかえた。国から見れば優等生、住民から見れば何なんだという自治体なんです。

県下においては、有料化しているところが市区では2、町では16、村では10、合計28が今有料化しているそうなんです。それ以外のところは無料化で今もやっている。大きな郡山市とか須賀川市なんかでは、いまだに無料でやってきている。そういうことを考えれば、この西郷村においてもやはり無料化にすべきである。この問題は広域圏の話なんで、村長は議員もやられているということで、このことをやはり強く求めるべきではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のお話で、ごみはやっぱり排出を減らす、それからリサイクルで分別を進めて、ドイツのようにやはりゼロミッションを目指す、これが1つの流れであります。しかしながら、大都市、その他においては、やはり屋敷が狭いとか、地力還元、なかなか生ごみできないところもありますしということがありますが、大きな流れとしましては、やっぱりごみはなるべく少なくしていきましょうということ

す。

しかしながら、やっぱり現実はその簡単ではない。水と紙とごみは、文化の推移によって増えていくという見方をしている人もいます。事実、そういうところもあります。ただ、西郷村は白河市より排出量少ないわけでありまして。やはり地力還元とか進んでいますので。

ただ、それにしても今の分担金、1人1万円、2億円、かかっている。やっぱり何とかしていきたいというふうに思います。それをやっていくためにはということになりますが、ただ、議員申されたとおり、二重取りではないかと。やっぱり2つの見方がありますね。こういう経済状況なので、紙おむつ、そういうのはもっと安くしてやったほうがいいということもあると思います。同時に、今の財政運営上、総体的な経費を減らしていく。

1つは、やっぱり申されたとおり、焼却炉、耐用年数がそれほど長くはない。そして、高度、あるいはバグフィルターをつける、そして温度が高くなったりしますので、なかなか更新のお金、大変ですね。数十億円かかります。そのために、では積み立てて引き当てしておくのか、あるいは起債を起すのかと、今申されたとおりです。その中間を狙って、この負担は少なくしていきましようという議論に今の無料化が入ってくるわけでありまして、議員申されたとおり、今のところ無料化についての議論はなかなか出ておりませんが、ただ、そういった声があったりということは今よくわかりましたので、いろいろ今後の運営にどう資していくということも含めて、ひとつ議題として私も出してみたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） あと1分しかないんで、ホームページの内容を見ていると、これ、間違っているんじゃないかなと思うんですよ。平成10年まで無料化で、平成11年10月から有料化にしたら、ごみの量が減ってきたというんですけども、このグラフを見ていると平成13年から平成16年は減ってないんです。増えているんですよ。平成17年から若干ずつ減りつつある。これは減容率といって率で計算しているんで、率で出せば10%とか、最大23%減っているよということは書いてあるんですけども、こういった誤解しやすいような書き方をして、だから有料化ですよというのは私はおかしいと思う。

村民の多くは無料化を望んでいるんで、有料化は即刻やめるべきだと、そのように強く求めていただきたいと思い、質問を終わります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、8番金田裕二君の一般質問を許します。8番金田裕二君。

◇ 8 番 金田裕二君

1. 太陽光発電事業設置に係わる条例整備について
2. 当村における「デマンド交通」の実施について

○ 8 番（金田裕二君） 8 番金田裕二です。

通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から4年半を迎え、原発事故を教訓に風力、小水力、地熱、太陽光発電など再生可能エネルギーの事業化が一段と加速しております。また、補助対策により一般家庭では太陽光発電への取り組みが進み、至るところで見られるようになりました。

さて、今般は事業による大規模太陽光発電事所、いわゆるメガソーラーについて数点お伺いいたします。

村内では、羽太地内の元ゴルフ場跡地にメガソーラーが間もなく完成見込みであります。台上地区には、総面積約189ヘクタールの広大な土地で76.5メガワットと国内でも上位規模のソーラー発電所が計画されております。

今月18日の夜に、原中の農民研修センターにて事業者による環境評価報告書の説明会が開催されましたので聞いてまいりましたが、内容はお粗末であり、信憑性に欠ける点が見受けられ残念でありました。

さて、質問の1番目でございます。造成や設置工事に巨額の投資をして完成、そして発電、売電となり、投資額や大規模面積の割には雇用が保守管理のみとか、わずかの人が働くだけではないかなと思われそうですが、新規雇用について、こういった事業の場合のことについてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 8番金田議員の一般質問にお答えいたします。

メガソーラーのこととございまして、雇用はいかにというお話でございました。

完成したところ数か所あって、現場に行きます。しかし、ざっと見渡したところ、人がなかなかいないというのはご指摘のとおりでございます。完成した暁に、こういった雇用を生むのであろうかということにつきましては、やっぱりそれほどは人数的に他産業と比べて多いということではないというふうに思っております。

ただ、この電気保安の管理者とか、あるいは施設の維持管理の人とか、あるいは事務所があれば、その経理の問題とか、その程度ではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君の再質問を許します。

○ 8 番（金田裕二君） 確かに雇用を生まない。大規模な面積で大規模な投資の割には、雇用が全然って、ほとんどない。残念でございます。一部、今考えられているのがパネルの下草刈りとか、そういった作業があれば、できるというぐらいですね。業者によっては、草対策が大変だということで防草シートを全面的に張る業者もございまして。そうすると、まるっきりそういった作業もないというのが現実であります。

そういった作業でも雇用が生まれれば、またいいのかなと思っておりますが、その

件については、また後ほど若干出てまいりますので、今の質問については了解いたしております。

次に、通告の2と3についてであります。関連がありますので、まとめて質問いたします。

今般のソーラー発電事業では、西郷ソーラーという会社が用地買収した土地と某会社や個人などから借りた土地を発電事業会社の株式会社ソラピーに全て貸し付けるようであります。

それでは、次の質問ですが、私が懸念する点について質問いたします。事業者が借用地に設置した場合の契約条項に固定買い取り制度、20年後の土地利用方法や廃止の場合の解体撤去工事や費用負担についてであります。計画倒産や解体せずに放置され地権者がみずから撤去工事をするとか、行政の代執行が懸念されます。防止するには、それらの条項を義務化させるための村条例の制定が必要であろうかと思いますが、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 土地をお借りして、そして、その事業終了後にどのようにしていくのかと。1つ懸念材料があると。やっぱりご指摘の点でございます。条例については今のところありません。それから、やっぱり借地でありますので、諾成契約、民法上の契約といったことの中に、今のようなご懸念の点についても、やっぱり網羅すべきところはしたほうが良いというふうに私は思います。

なかなかいろいろ申されたとおり、まだまだ緒についたということでありまして、今後いろいろ担当部局、もちろん国・県、市町村、どの分野になりますか、規模に応じて、内容に応じていろいろ協議を進めてまいりますので、この点につきましても、いろいろそういったことのないような話ができるように、いろいろお聞きしたりしてみたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 今のところ、そういった条例とか、そういったものは整備されていないのは事実であります。西郷村内にも、ソーラーではございませんけれども、借地に建設された工場が倒産されて、そのまま放置されて、もう10年以上にもわたって置いてあるというのが現実にあります。行政がかかわる物件では、赤面山総合開発株式会社、例のスキー場、あれも借地でございます。一向に解体も撤去も進みません。いろいろな点があると思います。

そういった費用をあらかじめ担保されるのが理想だと思っております。そういう点でも、これからの大きな課題でありますけれども、村、県、国、いずれかの行政体で、そういった法整備というのが急がれるものだと思っております。それに一番先にやはり村当局がそういったものも検討してはいかかかなと思っております。質問いたしましたので、こういったものを検討、よろしく願いして次に移ります。

質問の3つ目でございますが、景観についてでございます。

ご存じのように、台上地区は風光明媚であり、ソーラー発電の建設にはもったいな

いような土地であります。その点は後で9番議員もただされと思いますので、私もそういった無味乾燥な風情のないパネルの光景は結構でないと思っております。植栽をすとか、公園の設置をすとか、景観のよい場所に子どもたちが遊べるような遊園地とか動物園などを事業主体の方々に併設、つくっていただくなどの何かそういった枠組み、条例で縛るということではないですけれども、そういったものも対応すべきと思っておりますが、いかがかお伺いたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 景観条例は県の主管になります。当然、村もそれと同じ考えでやっています。ただ、今の最後には、やはり単一風景よりも何かそれを緩和するものを付加できないかというお話でもございましたので、一般質問の中にもこういうものが出ているということをお知らせしたりして、いろいろお考えをお聞きしてみたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 今申し上げたのは、最初に申し上げた雇用をつくるための施策というふうに思っております。確かに、パネルだけでは何の雇用も生みません。そこに、そういったセットした村の住民、子ども、みんなが楽しめるようなものが一緒にあれば、金が落ちる、人が働く、そういった循環型を何とかつくりたいかという提案でございます。

先般の環境調査の説明会で、動植物の生態調査について質問したところ、今年の7月、8月に一度実施したそうでございます。貴重な絶滅危惧種が存在する可能性もあります。絶滅危惧種に該当するようなものは、動物とか植物、いろいろな分別されますが、かなりの数がある可能性がございます。そういったものを何か1回だけ調査して、あとは何か予測でもってやっていくような説明でございました。おかしいなと思って、環境アセスメントというのは、私は1年か2年かかってやるものかなと思っっているということを質問したんですが、うん、そうでしょうかなんていう感じでね。簡単に考えていらっしまったようでございます。

というのは、工程表を説明されまして、工程が何と今年の9月に造成工事着工、今9月です。2年半後に発電、売電開始、すごいスピードです。造成が約1年、その後、パネルの設置とかあります。こんな早くやったら、いつ環境アセスメント調査する時間があるんだろうと思って不思議でした。話しました。ブルでがらがら押しているところで、そこでトンボとか鳥とか花とか、いろいろもう地面を削り取っているところで、そんな調査がどうしてできるんですかと。何かうなっていました。そんなに簡単にできるものかと私は不思議でございました。

いずれにしても、そういった四季に合わせた時期だけの生物や動物、植物もあるはずなので、予測の環境アセスメント調査は手抜きだらけだと思っております。村でも、これは県のほうの仕事かもしれませんが、そういった点については十分に見守って、アドバイスなどをしていただきたいなというふうに思っております。

最後に、外資企業についてお伺いたします。

以前にも、羽太と段ノ原の間の旧ゴルフ場建設用地のメガソーラー建設に上海電力が関与しているということを質問いたしました。現在、その用地は誰が所有して、現況はどのようになっているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしの羽太と段ノ原の中間にあります旧ゴルフ場建設予定地のメガソーラー計画であります。多くの用地について上海電力日本株式会社に所有権が移転しております。この開発における地位の承継完了通知がまだ県からありませんので、その後の進展はないものと思われま。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 何かそのまま放置されたままというふうな答弁のような気がしております。今般の台上のメガソーラーについても、事業主体が株式会社ソラピー、資本が上海電力100%出資の子会社ですね。日本法人上海電力日本という子会社です。また株の半数以上を持っている子会社がソラピー、事業主体です。

先だっの説明会で、そのソラピーは資本金が1万円と聞いたんですね。本当かどうかを、私、確認しようがないんです。どこを見ても書いてないです。これだけ何十億円かわかなような事業ボリュームで、資本金が1万円でも会社はできますけれども、いいんだろうかなと思ったんですけれども、そして、その土地を提供する西郷ソーラー株式会社、西郷ソーラー開発株式会社というんですか、正式名には——も韓国のロッテ財団だのから所有地を借りて株式会社ソラピーに貸すということでございます。

ソラピー自身は土地を所有しない。西郷ソーラーから借りる。西郷ソーラーは韓国のロッテとか、そういうところから、所有者から借りる、あと一般の個人所有者からも借りる。そういった何か、何だかわけわからなくなってきたような外資の集団であります。いわくつきの土地に群がる外資集団。法的には除外できないかもしれませんが、造成は全て区域内で表土や木の根も埋めるそうでございます。

今、放射能の除染を村内各地で実施しておる中で、このソラピーの説明書にも0.23以上の線量がある地区が、それ以上のところがたくさんあると書いてありました。でも、何かそういった土壌も区域内から出さない、その中に根っこも土もみんな入れちまうから大丈夫だというふうに先方は説明していました。それでいいのかなと思っていたんですけども、そういう説明でした、とにかく。

それより私が一番心配なのは、前回、東邦ラスさんの手前の地区でも、同僚議員が質問いたしましたように、産業廃棄物がもしかしたら、広大な198ヘクタールの土地に当然フェンスを回してしまいますから、誰も入って見ることもできない。それも変な会社、変な会社といったら失礼ですね——が事業主体されたときに、何を埋められているのか、さっぱり環境管理ができないような状態があったら大変なことだと。放射能を埋めるどころじゃなくて、いろいろな産業廃棄物が、西郷村にどんどんダンブカーが連続して来るかもしれない。そういったものが危惧されます。

そして、その区域内には黒川の支流が水源としてそこから流れ出るんですね。その

区域の中から。一時、中国資本が日本から水をむさぼりあさって、本国に持っていくというような話がありました。結局、自分の使っている土地から水を持っていこうと、何しようとして勝手だっぺみたいなニュアンスになりがちだなと思ったりもします。ですから、そういうもう中のほうに入っちゃうと一般の人も入れないし、何しているか、さっぱりわからないような事態が懸念されるというのが私の感想でもあります。

先ほどの話、ちょっと戻っちゃうんですけども、環境アセスメントの調査の中で動植物のあれも書いてあるのは、動物とか植物の生息環境への影響を低減するため、太陽光パネル設置に影響のない範囲で現存の植生を残す計画とするというふうになっている。だから、パネル設置に影響ない範囲というのは、パネル設置に影響が、支障がある場合には残さないというふうにもとれる。これ、余計なことですけども、何か巧みな言葉遣いがされております。

そういった点で、最後に、こういった電気使用料のお知らせというのが東北電力、毎月来ます。私のところは3枚も来ているんですよ、これ。低圧電力と、これ、三相の、それから一般の電気、それから私も10年以上前からソーラーあります、屋根に。その買い取りの3つがくっついている。その一般のところを見ますと、再エネ発電賦課金、単価が1キロワット当たり1円58銭と。ちなみに、先月の我が家では821円の賦課金を払っております。これらの賦課金の総額は膨大な金額になりますね、日本中ですから。その一部が外資企業にも買い取り額の一部として入ります。国内企業ならともかく、今、竹島だ、尖閣で騒いでいる、そういった国々の外資企業にも払われているのは単純に納得できないのは私だけでしょうか。

そういった面も含めて、村長にこのような心配な外資企業をどう思われますか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご懸念の話、よく承りました。大規模な計画であって、雇用も思ったよりということになりますと、なかなか積極的には受け入れられないといった意味の話でございます。もちろん外資の企業、いっぱい日本にあります。やっぱり企業の血液はお金でありますので、経済活動が潤沢に動くように、もちろん銀行がありますが、それで足りないときは、この日本へも世界に出て行って、そして現地法人等をつくっておりますね。それも今や経済のグローバル化においては当然のこととして、今見受けられるところでもあります。

それはいいとして、では、国内の産出された富が外国に吸われてしまうのは、これも同じであります。かつての日本、ジャパンアズナンバーはそういったことに一番ポイントがあって、そういうバッシングを受けたことがあります。今や外資が入ってきて逆の立場になったということでもあります。

それは、そこまでは経済、あるいは資本主義の自由経済の中におけるとしますと、問題はそれによって雇用、あるいはマイナスの今のご懸念な点、出てきた場合、どう守るかということでもあります。もちろん日本は法律、あるいは県の条例、あるいはいろいろな制度の要綱等、いろいろなものがあります。そういうことにおいて社会的責任

を企業は果たせるように、責任を果たすと同時に社会に還元できるようにといったことが前提になりますが、逆に言うと、今のように、いろいろなマイナスのこともなきにしもあらずという自由なところがあるわけであります。

それをどうコントロールしていくかということになりますので、やっぱり規制と誘導、今の法律、あるいは条例、あるいは要綱、規則によってやっていくしかないと思っておりますが、一番言われたとおり安易な対応ではだめだろうということで思いますので、今後、この会社がいろいろな事業を実施するに当たりまして、いろいろな制約といいますか、義務を課されます。もちろん各法ありますので、いろいろなところのチェック、今申されました環境影響評価等についても当然出てくるわけでありますので、これらにつきましても足並みをそろえて、法律の運用をひとつ、そういった意味で、ここでの議論につきましても、お話できるものについてはお伝えしたいと。そして、やっぱりいい結果をもたらすという方向にできればいいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいま村長の外資に対する考えを伺いました。確かに公的には、そのような規制もできません。ただし、私が先ほど申し上げたように、何か正体不明のきな臭いと言ったら誤解あるかもしれません。普通の会社じゃないような気がしています。やはり十分に注意されて、後から大変なことにならないようお願いしたいと思って、次の質問に移ります。

質問の内容ですが、当村における「デマンド交通」の実施についてであります。4番議員が同内容で質問しておりますので、再度、重複しない範囲で質問いたします。

私が南相馬市小高区のデマンド方式タクシーシステムを研修したのは、たしか8年くらい前になると思っております。近隣の議員の方々と、当時では小高町でございませう。伺ったと記憶しております。その後、当時、同僚の南館議員がデマンドタクシーについて一般質問されたと思っております。

平成13年6月から小高町商工会が運営しておりましたが、現在は原子力警戒区域のため運休中でございます。しかし、システムは全国で普及して稼働しているようでございます。

近隣では、中島村商工会では、資料によると平成17年4月からデマンドタクシー、中島ふれあいタクシー、ドリーム号、かっこいい名前つけていますね——が朝8時から17時まで、電話で30分前までに申し込めば、村内は200円、村外は300円、ただし運行拠点までということで、中島から白河とか、こっちのほうまでは来れません。戸口から戸口、ドア・ツー・ドアで、利用者が登録、事前にしなくちゃなりません。まさにバスより便利で、タクシーより安いがキャッチコピーなのかなと思っております。

ただ、デメリットもあります。まず、相乗りが原則です。到着時間は確約できません。何時に歯医者予約しておいたから何時までに行ってくれというようなことはできません。そして、あっちこっち、ついでにあそこへ寄ってくれ、ここへ寄ってくれと

というような用足しもできません。しかしながら、それに加えてもメリットもかなりあるわけでございます。

現在、路線バスに対する補助額が年間、西郷で約3,000万円、全て廃止しては通学生の対応などがなかなか現実的に難しいのかな、どうなんだろうかということがありますし、代替はないかということがあります。こういったオンデマンドで、そういったものも対応できれば、なおさらいいなと思っておりますが、運営面から顧客のニーズをどう反映させていくのか、なかなかこれからよく調べなくちゃならない点もあるものかなと思っております。

先般の4番議員の村長答弁の中には、起点、終点、OD調査実施する旨をお聞きしましたが、当村の地理的な課題も多々あると思っておりますので、隣県で言いますと茨城県の城里町や栃木県でも高根沢町など、近くでそういった運行している例がいろいろありますので、そういったものも考慮されて、村民に優しい足の確保を図るべく再度検討を進めていただきたいと思いますので、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） オンデマンドですね。やはり交通弱者で、普通の、この前は高校生も車に乗るようになるだろうというふうに申し上げました。やはりマイカーは最高のパートナーになりますね。移動手段としては、多分、これから電気とか、あるいは水素とか、いろいろなことが出てくると思っておりますので、それはそれで。ただし、やはり高齢化社会は進展いたします。同時に免許を持たない、あるいは返上する、そういった方々が近隣と共同社会で、助け合いの中でリカバリーできるうちはいいです。しかしながら、なかなか人には迷惑をかけたくない、ただ、自分とはということで、いろいろ出てきて、今お話のとおり、高根沢、城里、近くにいいところがあるみたいでありますので、ぜひ見てきたいと思っております。

同時に、今のバスの運行状況をこの前、福島交通から、スクールバスから、それから福祉、買物といいますか、独居、ひとり暮らしとか、そういったものの運行状況とか、あるいはその他の病院のバスとか、いっぱいもう込み入っております。やはり少しは統合とか、あるいはどこにOD、先ほどODトリップの調査がありましたが、本来の目的はどこなんだろう。病院なのか、役場なのか、あるいは駅なのかといったこともあります。いろいろなことを組み合わせをして、さらにエコノミーな、あるいはエネルギーの少なくて済むような、いろいろな組み合わせをして、やっぱり成立させていきたいという気持ちを持っているところでございます。

やはり世の中、すぐにはなかなかできないところがあります。そういったところもだんだんするといった条件を整えながらということで、新しい交通つくってきたいという意欲も持っているところでございますので、さらに検討を続けてまいります。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） オンデマンド、いわゆるデマンド交通に対しての村長の今お話を伺いました。しかし、いろいろなシステムがあっても、全てカバーできるわけではないと思っております。できれば、本来は各集落ごとに、その中で、定年退職したし、

私は農業もやってないし、割と時間もとれるからという形で、ご近所のそういった障害者とか足のない方に、じゃ、俺、送って行ってやるからとか、そういったものがやはり各地で助け合いでできれば、それが全てをカバーできなくても、そういったものが同時進行で、そういったのも必要なのかなというふうに思っております。

できるだけ早急にそういった検討も含めてお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回の一般質問は、9月28日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後3時15分）

